

第 7 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会
議事録

平成 25 年 5 月 8 日 (水) 19 : 00 ~ 21 : 18

あんさんぶる荻窪 4 階第 1 ~ 3 教室

構成員出席者 15 名

事務局： お待たせしました。ただいまから杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会を開会させていただきます。

本日は夜分お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局を担当します東京都都市整備局外かく環状道路担当です。よろしく願います。

初めに注意事項を説明します。携帯電話はマナーモードにするか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会は議事録を作成するため、録音を行っております。マイクを使わないで発言をされた場合、録音できない可能性があります。発言を行う際は挙手をして、司会者からの指名の後、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言の際にはご着席のままでお話しください。

本日の終了時間は午後 9 時を予定しておりますのでご協力をお願いします。

また、東京都では 5 月から 10 月までの間につきまして、節電及び地球温暖化防止の一環としまして軽装により執務を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の皆様には、既に配付させていただいた資料につきましては当日お持ちいただくことになっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用する予定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお知らせください。

それでは資料確認が終わりましたので、報道関係のカメラ撮影につきましてはここで終了とさせていただきます。

次に構成員の変更がありましたので、事務局からご報告させていただきます。

まず、井萩三丁目町会から構成員Nです。

構成員N： よろしくお願いいたします。

事務局： また、先日、構成員Fさんから辞退の申し入れがありました。あわせてご報告させていただきます。

続きまして、この4月で行政の人事異動がありました関係で構成員が変更となっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず杉並区です。杉並区都市整備部長の区Aさんです。

区A： 杉並区の都市整備部長の区Aです。よろしくお願いいたします。

事務局： 杉並区都市整備部調整担当課長の区Bさんです。

区B： よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして国土交通省ですが、国土交通省東京外かく環状国道事務所計画課建設監督官の国Bさんです。

国B： よろしくお願いいたします。

事務局： 最後に東京都ですが、東京都都市整備局外かく環状道路係長の都Bでございます。

都B： よろしくお願ひします。

事務局： また、本日、国土交通省の国Aさんは所用により欠席と連絡を受けております。

それではここから議事進行は司会の司会者をお願いしたいと思います。司会者、よろしくお願ひします。

構成員A： ちょっと一言。

司会： 会議を始めさせてもらっていいですか。

構成員A： はい。ちょっといろいろ書類いただいているもので、おたくのほうから。

司会： それでは、司会です。

構成員A： じゃちょっとマイク。はい。

司会： ちょっと待ってください。始めましょう。会議を。

構成員A： いや、だからマイク貸してよ、あんた。

都A： いきましょう。

司会： 構成員Aさん、ちょっと待ってください。

構成員A： いや、待ってくださいだって、私、あなたから受け取ってんのよ。

構成員A： ちゃんと始まりにやるって、これ、第7回話し合いの会を踏まえて。

司会： まだ始まってないですからね。とにかく会議を始めましょう。

構成員A： じゃ始まったら、私、やりますからね。

司会： それではよろしくお願いいたします。議事をきちんと進めろという厳しいお叱りもありましたので、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

構成員A： じゃ、はい。

司会： それでは本日の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局： お手元の次第をご覧ください。まず次第2では前回議事録と議事要旨の確認を行い、次に次第3では第4回から第6回までに構成員からいただいたご意見カードも含め、東京都から質問に対する回答を行い、次第4では地域の必要性（整備効果）のデータについてご説明します。

その後、3名の構成員、構成員Cさん、構成員Oさん、構成員Aさんからご提出いただいた資料についてご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に次第5では第4回の構成員から提出された資料として、構成員Aさんからの資料のご説明をしていただきます。

以上になります。

司会： それでは次第に沿って議事を進めます。まず次第の2の「前回の議事の確認について」、事務局からお願いします。

構成員M： ちょっと待ってください。ちょっと聞きたいことあるんです。次第について。次第について質問あるんですけど。次第について質問があるんですけど。

事務局： 2番の前回の議事の確認について説明させていただきます。

司会： ちょっと待ってください。

構成員M： だって次第の前に聞きたいんです。

事務局： 本日、前回、第6回の議事録と議事要旨の確認をさせていただき予定となりましたが、構成員Oさんから資料7-4のとおり、議事録の再作成の依頼がありました。事務局としましては冒頭などでもご案内しているとおりに、本話し合いの会では議事録を作成するため録音を行っております。そのため、発言の際にはマイクを使つての発言をお願いしていただいております。マイクを通してない発言や聞き取りにくい部分等につきましては誤記や漏れが生じる可能性がございます。

このため、特に前回の話し合いの会におきましてはマイクを通してない発言や構成員の発言が重複する箇所が多く、聞き取りにくい部分が多く生じております。

こうしたことも踏まえまして、事務局としましては前回第6回の議事録は今までよりも若干ではありましたが早めに作成していただき、2月22日に議事録案を送付し、3月26日に締め切りを設けさせていただきました。

その後、構成員Oさんから資料7-4が提出されまして、その修正内容は今回配付させていただいております議事録には反映できておりません。資料7-4に示す内容や、それ以外の修正がさらに必要ということであれば引き続き対応させていただきたいと考えておりますので、申しわけありませんが第6回の議事録と議事要旨の確認につきましては次回改めて会で確認させて

いただけたらと考えております。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

構成員A： はい、ちょっと司会者。

司会： はい。

構成員A： 司会者、はい。

司会： 構成員Aさん。

構成員A： 私のほうでは、第7回話し合いの会を踏まえてという形でいろいろ調整をするようにと言われてるわけなんで、一つは、前回、匿名問題がありました。これについて最終的に司会者の方も、欠席している人の意見をいろいろ聞かなければという形で保留になったわけです。ですから最終的にそれがどういった数字で最終的に決定されたかと。

もう一つは、事前の会ということをおたくさんたちから自発的に言われたわけなんで、事前の会というのは構成員とか傍聴者の方からこの会を円滑に進めるために事前の会で打ち合わせをしたらって、そういった趣旨のもとにアンケートをとられたらしいんですけど、それも我々とすればわからない形で提案されて、それがうやむやにされてるわけです。

そのことに関して第7回話し合いの会の前にちゃんとこれをきちっと構成員間で確認するっていうふうにおっしゃっているわけなんですけど、それがなされてない。

一番問題はですね、この会が円滑になされない理由は何かという、はっきり言いまして質問が重複しているわけなんです。その質問の重複はなぜかという、質問に対してきちっと答えてない。常に東京都のほうは問題をすりかえて回答している。ですからいつになっても同じ質問が残るわけです。

そういうことに関して全く東京都のほうは反省してないわけです。ですが私は一番驚いたのが、ご意見カードの中で一部の特定の人が、これ、騒いでガチャガチャ議事を妨害しているという、そういう意見を吐いている人がいるんですけど、私はその人にこの場で、もし今出席しているなら聞きたいというの、東京都がまじめに回答してるかということなんです。一番いい例が4月25日に武蔵野の話し合いの会で一番大事なことを行われたわけなんです。

というのは、昭和41年に外環計画が行われたとき、外環本線の高架式、あと、地上部の街路式、これが一体の計画としてなされたわけです。高速道路の部分は23メートル、で、下の地上部の街路の部分は40メートル。で、これに対して第4回武蔵野の話し合いの会では国土交通省の担当者が一体の計画であるということを確認したわけなんです。

それに対して東京都の担当者は昭和41年の都市計画、確かに昭和41年の

都市計画は高架式の高速道路の部分を一つの都市計画、で、地上部の街路の部分も一つの都市計画、つまり一体の一つの計画に対して二つの都市計画があったわけなんです。

この計画に対して、これを一体の計画であるかどうかということについて、国土交通省の担当者が第4回話し合いの会、武蔵野の話し合いの会について確認をしたわけなんです。一体の計画であると。そのときに東京都の担当者は、現在行われている外環の2の計画は昭和41年の一体の計画とは別の計画であるというふうに言ったわけです。

ですから、武蔵野の質問者の人はすかさず東京都に対して、別の計画にあるならば、構造図とか都市計画決定をした書類があるはずだから明らかにしてほしいって、そういう質問しましたら、次回までに明らかにして報告する。しかし現在に至るまでないそうです。

つまり一番大事なのは外環の2の話し合いをするって言いながら、東京都が一番根拠となるものを出してないわけです、いまだもって。

もう一度言います。昭和41年の外環計画というのは地上部の、だから地上部における街路計画と、もう一つは高架式における高速道路の部分、この二つに分かれてるわけです。これを一体の計画ということに対して国土交通省は認めたわけです。

一体の計画というのはなぜかという、23メートルが高架式の部分なわけです。で、残りの17メートルの出っ張ってる部分、つまり合計40メートルは現在では外環計画として地下に潜った形になってるわけです。

ここなんです。23メートル、プラス17、40メートルが地下へ潜ってるわけなんです。国土交通省の方はちゃんと足し算と引き算ができるから自分の高速道路の部分だけで、高架式の高速道路の部分だけで地下へ潜らすと23メートルの都市計画しかつけれないわけです。それじゃまずいんで、17メートル広げて40メートルの、現在でも外環計画は40メートルの都市計画になってます。

それに対して東京都は、いや、そのときの計画とは別個の計画であるだって主張したもんですから、東京都は、現在、もしこれを今日続けてやるならば、まず最初に昭和41年に外環計画とは別個のもので、外環の2というものに相当するものをつくつたらしいので、それに匹敵する構造計画書とか、あとは計画図書、そういった必要なものをまず出すべきじゃないかって、これは東京地裁でも要求されております。で、私もこの場において再三要求しました。

東京都の回答はこうなんです。私は本当に原本を出せって言ったわけです。昭和41年、東京都が別個にやったものであるならば。そうしたら東京都が

今持っているものでよろしければいつでも開示請求で受け付けて出しますって。非常に私は言ってるものとすりかえて言ってるわけなんです。これじゃ誰だって納得いかない。

司会： そろそろまとめてください。

構成員A： ええ。ですから。

司会： はい。

構成員A： 今後、外環の2の計画をやる場合には、外環計画とは別個のものであるって東京都の担当者の方は明言したそうですから、それは書類にも残っております。ですからそれを続けてやる以上は、あくまでも東京都は構造計画にしる、都市計画にしる、きちっとしたそのときの書類をまずは皆さんに提示するのは、これが一番大事なことです。

以上です。

司会： はい。東京都さん、何かありますか。

都A： では、私のほうから。まず議事録の表示についてこの場で公表すべきという話と、試行的に構成員間の事前の打ち合わせを行いましょうという呼びかけに対して、それがどうなったかといったようなことに関して、この場でちゃんと報告する義務があるだろうというような、ご質問があったかと思いません。

こちらにつきましては既に、構成員の方にその結果について書面をもって、送らせていただきまして、その結果についてご報告したということでございますので、別に隠すつもりはございませんが、特段、会で公表するというようなことではないというふうに考えてございます。

それともう一点、都市計画が別物であるという東京都の主張に対してちゃんと証明してないだろうというようなお話でございますが、この件につきましては再三構成員Aさんのほうからいろいろご質問をいただきまして、東京都のほうでご回答させていただいている件でございまして、全く回答は変わりませんが、都市計画の決定がされたということが昭和41年7月に建設省告示第2428号により、外環本線とは別の番号で告示されておりますので、私どもとしては別の計画というふうに申し上げている、いうことでございます。

構成員A： はい、じゃちょっとそれについて、はい。

司会： 簡潔にお願いします。

構成員A： はい。今ですね、こういうことを言ってるわけなんですよ。外環本線の計画、で、これに関しては昭和41年7月の建設省告示2430号、これが自動車の専用分で、外環本線です。で、外環の2というのは、同じく昭和41年7月の建設省告示2428号。この別途の計画でなされてます。ですから外環計

画が初めから、私、二つの都市計画でなされたということを言ってるわけです。

これに対して東京都のほうはこれとは、なぜかといいますと、この計画は一体のものであるということを建設省の担当者は認めてるわけなんです。あ、国土交通省の担当者は。それに対して東京都はこれとは別個のものであるということを言ってるわけなんです。

要するにこのときの、昭和 41 年 7 月の 2428 号とは別個のものであるって。ですからそれに関してはきちっと。

司会： はい。

構成員A： まじめに教えてくださいよ。あなたのほう、あなた自身が言ったらしいですから、これ。別個のものであるって。

都A： いいですか。

司会： はい、都Aさん。

都A： 繰り返しになりますけど、別の都市計画ということでちゃんと告示されておりますので別の都市計画というふうに私どもは認識して、この話し合いの会でもまじめに答えさせていただいています。

この件につきましては全くそういう資料が見せられないというふうにおっしゃっておりますが、前に、スクリーンに、こちらのほうに映させていただきまして、配付ができませんがこういう形で資料がございますというご紹介もさせていただきました。

あと、国土交通省さんのお答えで、武蔵野の会で答えた、同じだと、一体だとお答えしたということでございますが、私どもは国土交通省さんの武蔵野の会でのご発言に関しては、一体を認めたというふうには認識してございません。

以上です。

司会： それでは議事録・議事要旨の確認は次回ということですので。

構成員A： ちょっと、ちょっと。司会者、ちょっと、司会者。

司会： 同じことですか。

構成員A： 今回の件でちょっと納得いかないから。

司会： ええ、同じ話になっていますので。それでは、議事録・議事要旨の確認は次回ということでした。

構成員A： 武蔵野ではちゃんと認めてんですよ、こういう。

司会： 違う話ですか。

構成員M： 違う話。

構成員T： きちんと話をやんなさいよ。構成員Aさんが何か言ってるんだからさ。そ

れに対してきちっと結論が出ないのに進めていくの。

司会： 静かにしてください。

構成員M： 司会者。

司会： それでは。

構成員A： 司会者。

司会： はい。同じ話ですよ。

構成員A： いや、同じ話じゃないよ。ちゃんと。今の話は余りにも違ってるからよ。武蔵野じゃ認めてんですよ、ちゃんと、一体の計画であると。

司会： いや、ここは杉並の会なので。

構成員A： 杉並でね。武蔵野と杉並で違うなんて話になんないよ。

司会： 国交省さん、何かこの件についてありますか。

構成員A： いや、国交省の件じゃないよ。私、武蔵野で答えたということについて聞いてんのよ。

国B： すいません、私もちょっと4月からきたものなのですけれども、第4回です、武蔵野のときにどういう発言をなされたのかちょっと確認はしてはいないのですけども。

基本的にはですね、事実の認識といたしましては平成の、外環本線の計画ですけれども、13年の当時ですね、地下方式ということでその計画のたたき台というものが公表されて以降、地域の皆様方のご意見等を伺いながら検討した結果、平成19年にですね、現在の地下方式ということで都市計画変更がなされたというところだと認識しておりまして、その中で外環の2につきましては当初の都市計画どおり地上部へ残ってしまったというところで、そこについての取り扱いということでこういった検討の場で議論をなされていくということが事実かなというふうにはちょっと認識しております。

以上です。

司会： 別の話ですね。構成員Mさん。

構成員M： 関連と別な話です。今、国Bさんがおっしゃいましたけど、一つ国Bさんのあれで、関連でちょっと質問あるのは、地下化した理由は何ですか。これ、教えてください。地上部道路だったやつをね、地下化した理由。

それから今度は別な話なんですけども、先ほど構成員Aさんの質問に対してですね、司会者は都Aさんに振ったら、都Aさんはちゃんと三つ質問がありましたねって言って三つ答えられたんですが、これは司会者がやっぱり三つありましたので都Aさんに振るんじゃないかと思えます。

今度本題ですけどもね、ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども、式次第についてのアンケートは、前、来ましたよね。どういう式次第にしたいか

って。そのアンケートに来たのは、あれも参考にしないんですか。いろいろお話、まだ待ってくださいよ、まだ終わってませんからね。いろいろ皆さんからアンケート聞いて、何名からいろんなアンケートが来たかわからないけれども、そのアンケートでいろいろお願いしたことについて全然一顧もなしに今回の次第というの、一番最初の原案と同じなんですよね。構成員Oさんのそれ、ちょっと入ってるんですけどね。

一応、私はそこでアンケートのときに次第に出したのは、先ほど構成員Aさんがおっしゃったように、前回の匿名問題ではっきり票数を数えて9名中何名が賛成でってはっきり言ったわけですよ。それを都Aさんが文書で答えたから答えないというのは、これはおかしいと思うんですよ。簡単に、例えば24名中何名に聞いて、何名が反対だったからやめました、その一言なのを、都Aさん、そう口を濁しますとね、こういうことをなさんないかもしれないけども、皆さんが賛成あったからやりましたと言われてもね、つんぼ票数なんですよね、構成員は。都Aさんが何人に聞かれて、何人が賛成して、何人が反対したかわかんないのがつんぼ票数で、これ、都Aさん簡単に24名中何名にお聞きして、何名が反対で、何名が賛成でした、だから採用しませんでしたって一言言えば1分で済むはずですよ。

それからもう一つ、日程についてもお問い合わせがありましてね、都合のいい、都合の悪い日、書いてくださいということでやったんですが、これは第3回もそうですし、それから去年の10月だったか、とにかく僕の理解からはですね、今まで日程をお聞きしたのは6回あるんですよ。ところが構成員Tさんが都合の悪い日を選んで会議を開いたのは3回あるんですね。

構成員T：　　そうです。

構成員M：　　構成員Tさんはね、都Aさんの話は聞きたい、都Aさんに会いたっておっしゃって無理して出てきてるやつをね、構成員Tさんが反対する日を選んで3回やってます。実績として。これもね、やっぱり24名に聞いたうちに、その1～2名だめでしたけどっていう説明を一言言ってくださればね。

構成員Tさんは前からおっしゃってるのは、国のときは三つか四つ案を出して、それで調整して下さった。何で都はしないんですかって言ったら、都Aさんは努力しますと答えてるんですよ、議事録で。

司会：　　はい、じゃそろそろ。

構成員M：　　覚えてないなら申し上げますけど、5月9日の議事録、第4回議事録のページ5ページの上から5行目で、都Aさんは努力しますということを言ってます。

司会：　　はい。ええ。

構成員M： それから司会者、本当、顔見て言ってくださいね。下見てたら誰の顔も見えないんだから指せませんよ。

司会： はい。

構成員M： だからアンケート来れば 10 人が司会者かわってくれというアンケート出すわけだね。ずっと第 1 回から始まってんじゃないですか。

司会： はい、じゃまず。今の質問について、地下化についてやりましょう。

国B： 当初の都市計画で高架方式だったものを都市計画変更で地下方式に変えたという理由につきましては、大きくは高架方式の場合ですとやはり周辺住民への移転の影響というのはかなり大きいというところ。

それとあとは大気、騒音とか振動とか、そういった周辺環境への影響というところを保全するという観点からすると高架方式よりは地下式のほうが有利だということだというふうに認識しております。

司会： それでは東京都のほうからお答えいただけますか。

都A： 構成員Mさん、すいません、私も何点ご質問いただいたのちよっと忘れたのですが、もし抜けているのであればご指摘いただきたいと思います。

まずアンケートの結果、何名賛成で何名反対かということでございます。ちよっと今、私、手元にないものですから、会の終わりに事務局で今、調べて報告するようにさせていただきたいと思います。

構成員M： 今日中にね。

都A： はい、わかりました。

次に、式次第についてご意見いただいたということでございます。式次第についてご意見をいただいたのは、私の記憶では 3 名いただいております。

ただ、その件につきましては、事務局から、次第に対して意見を言っていた方にご連絡をさせていただいて、次第の構成について話し合いをさせていただいたという過程がございます。何人かの方からいただいておりますが、都が全体を見て都作成案で進めるというふうに決定させていただきました。次第については構成員それぞれ意見も違うことですから、すべて納得してもらうことは不可能であるというふうに、私ども、考えてございます。大変恐縮でございますが、調整のほうは事務局に任せてほしいというふうに考えてございます。

あと、日程についてのお話でございます。構成員Tさん、すいません、欠席のときばっかですね。じゃなくてだめな日ばっかですね。

構成員T： だめな日ばっかし。

都A： 設定していると。

構成員T： それで、ここで帰りに次は何月ですかというときは、都Aさんすごく調子がいいよ。うん。もうちよっと忙しくなるから 3 カ月ぐらい先のこと言って、

じゃいいですねなんて言ってて、もう事務局のあの粘っこさは都Aさんに。

都A： 議事録に残らないんで、司会者が指名しなければ。一応。

構成員T： ちょっと言わしてよ。事務局ね、もう転勤なされたから悪口言うんじゃないですよ、だけど都Aさんのもう忠犬ハチ公と言おうか、一步も引かない。もうずっと話ししても、何だ、もうそれだったら勝手にしろって、こう言いたいくらいの、もう粘っこさ。それで私が 11 日がちょっとだめなの、そこまでだめだから 12 日、13 日どう、月曜日どうって言っても、もう絶対。それでもってもう根負けしちゃって、わかりましたって言ったんですけど、3 回ともそうよ。だから私と構成員Oさんが出たら、出ない日のほうがいいなと思ってやってんだなと思いました。

都A： いいですか、司会者。

司会： はい、どうぞ。

都A： だめな日に、日程を設定したということは大変申しわけなかったというふうにお詫び申し上げます。ただ、現実的に、別に構成員Tさんですとか構成員Oさんのだめな日を、そこを狙って日程を設定したということでは絶対ございません。

構成員T： でも、都Aさん。

都A： 最後までよろしいですか、皆さんの日程、構成員の日程を全員把握した上で、あと、会場が空いてる日、この会場は実は三つの部屋に分かれているんですね、実は、その三つがちゃんととれる日というような形で設定をさせていただいてございます。大変ご迷惑をかけて申しわけございませんが、調子のいいことばかり言ってるというふうにお叱りをいただいたところでございますが、今後もしっかりと日程調整やらせていただきたいと思いますので、ご容赦いただきたいというふうに考えてございます。

司会： はい、進行については。

構成員O： 司会者。はい、今の。

構成員A： いや、構成員Oさん手を挙げてるよ、ちゃんと、ほら。

司会： はい、構成員Oさん。簡単をお願いします。

構成員O： さくら町会の構成員Oです。前回の議事録見ますと、最後に事務局のほうから持ち越し事項として匿名問題、これは報告しますとなっています。それから壁に地図を貼ってですね、立ち退き戸数が、私の地図でいうと赤色ゾーンが 40 戸、それから黄色ゾーンが 50 戸、それは、赤色ゾーンの中の立ち退き戸数が都Aさんはわかりませんという答えだったんですね。それではよく調べて次回に地図を前にして、地図上でどこのエリアで 40 戸、どこで 50 戸、これをよくわかるように説明してくださいというのが持ち越し事項になるんです。

この持ち越し事項というのは、従来ですと「前回の議事の確認」の前に、前回の宿題ですということでも黙っていてもやってくれるものなんです。それで、その上にですね、ここに、この、今、朱書きでこういう紙をですね、先ほどの話がありました「次第」についてご意見のある方は3月の15日まで出してくださいというんで、出さなくてもちゃんとそういうふうにやってくれるだろうと思っていましたが、心配なものですから「開会」直後の「議事の確認」の間にそういうヒアリングした結果は皆の前でやってくださいと書いて出したのです。都Aさんはペーパーでやっちゃうというんです。都Aさんはご意見カード主義なんです。話し合いの会というこの場が、皆が意見をぶつけることによって話し合いをする会なんですけど、それを使わないで、できるだけ、裏側だけでゴソゴソやっちゃうんです。ですからこの事前打ち合わせなんていうのは、この会のほとんど誰も知らないんです。我々構成員だけにペーパーが送られ、電話で連絡があり、何回もやりとりして、結局、都Aさんのいう話ですと非常に今にもやるような雰囲気だったのが、だんだんしょぼってきて、最後は「半数いかなかったのでやめました」という答えがペーパーで届きました。

でもそういうことが行われたということは、この会の中で報告すべきじゃないんですか。だから私は、今、不思議に思うんですけど、その会をですね、「開会」と、2番目の「議事の確認」の間に簡単な報告事項ということで先手を打って都Aさんが、今、挙がっているようなことをパツパツと話されれば5分で済む話ですよ。それをいつまでたってもそういうことをやらないので、結局、皆からああだこうだといって聞かれるのです。

ですからそういうことでね、ぜひこれは。

- 司会： ええ、はい、わかりました。はい。
- 構成員O： そういう意味ではここで報告してください。
- 司会： ええ、先ほど都Aさんが最後にまとめて報告しますということでした。
- 構成員A： 今報告しなさいというの。後じゃなく。
- 司会： ええ、今そのように発言がございましたので。じゃ構成員Iさん。
- 構成員I： 関連です。
- 司会： はい。
- 構成員I： あのですね、先ほど国土交通省の国Bさんから、構成員Mさんが地下にね、したのはなぜかということについて理由を言われましたけどね、そういった理由もあるけども、そもそもそういったことでね、地下に潜る、させるのであればね、最初から地下に潜ってないといけないんじゃないですか。理屈上ね。

それからもう一つね、国Bさんが言ったようなことを配慮するために地下

に潜ったということであれば、それよりもっと同じ問題について配慮しなきゃいけない部分についてもね、地上でやってますよ、世の中。ほとんどそうですよ。

要するにね、肝心なことが抜けてるのはですね、今回この道路をやる時に関係地権者のね、事業について、事業用地の確保について協力が得られないということが一番大きくて地下になったんじゃないですか。

構成員T： そう。

構成員I： そうじゃないんですか。

国B： おっしゃるとおりですね。

構成員I： それはそういう、それを言わなきゃだめじゃないですか。これがね、全部この外環2にも効いてくるんですよ。

構成員T： そう、本当。

構成員I： それで、何か国土交通省の人がそこに澄ましてね、対岸の火事みたいに座ってるけども、おかしいんですよ、それは。なぜかっていうとね、何かだまし討ちみたいにね、僕はそこからちょっと不信感が出てきたんだけど、練馬区のところでね、都市計画事業の事業認可取りましたよね。事業認可。事業認可取ったときに事業認可の認可権者は誰なんでしたっけね。都知事。

都A： それ、ご質問でしょうか。

構成員I： 質問です。それから続けますけど。

司会： そろそろまとめてください。

構成員I： いや、だから聞いているのに答えてない。

司会： はい。

構成員T： 今、一番大事なところよ。何言ってんのよ。

構成員A： 大事なところじゃない。

構成員I： まとめてまとめようがないですって。答えなければ。まとめてく、まとめられないのはそちらが悪いんだよ。うん。

都A： いいですか。

構成員I： いや、その確認をする前に聞いているんだけど。

都A： こっちのほうは、こっちの話なんですけど。

構成員I： いや、だから都知事ですかって聞いている。

都A： え、都知事？

構成員I： 都知事ですね。

都B： 事業認可の認可権者です。

構成員I： 都知事ですね。

都B： いや、都知事ではなくて国になります。

構成員I： 国。じゃ国が認可する。

都B：　　そうです。

構成員 I：　　じゃ国が認可するということですね。僕ね、都知事が認可して国が同意かと思った。どちらでも同じなんだけども、じゃ国が認可するならばっきり、もう聞きたいんですけどもね、より明確にしたいんですけども、都市計画事業をね、認可するときに、こういった諸要件があるとかね、かなり強権をもって事業を行う場合ですから、かなりいろんなことを認可するときの判断基準、たくさんあるわけですよ。その中にね、さっき言った事業用地のことなんですけども、認可をするときに東京都でしたらね、資金があるとかね、事業を確実に、そういった面、いろんな計画上はできるとかあるけれども、事業用地が確保できないというのはね、事業を確実にね、執行できないという重要な要素になるんじゃないですかね。

それで、その部分についてはちょっとね、だまし討ちみたいに皆さんの了解をもらったけども、でも道路というのはそこだけつくってもしようがないですから、一貫してつくらなければ。そのときに都市計画道路よりもですね、高規格でね、公益性が強いもの、これについてもね、地権者の了解が得られなくて事業用地が確保できなかったということであればね、ましてやそれよりも低規格の都市計画道路をつくるのにですね、地権者の了解得られるはずがないですよ。誰が考えても。

ということは事業の執行が確実にできないと、見込めないということになるわけですよ。そんな事業の執行がですね、道路として連続してつくるものについてですね、確実に執行ができないというふうにね、判断されるものについてね、何で認可したんですかね、その分だけ。その理由を言ってください。

都B：　　ちょっとすいません。

司会：　　はい、それでは。認可権者。はい。

都B：　　ちょっと先ほど。

構成員M：　　国土交通省に質問してる。

構成員A：　　国土交通省に聞いてんだよ。

都B：　　説明がちょっと、説明が不足していたので補足して説明したいのですが。

構成員M：　　国土交通省に質問してんだって。

都B：　　先ほど国と申し上げたんですけども。国と申し上げたんですけども、国といっても非常に大きい行政組織ですので、今日お見えになってる外環国道さんはその認可に携わる業務をされていないと思います。

構成員 I：　　あのね、それはね、同じことを言うにしても、あなたが答えるんじゃなくて国Bさんが答えるもの。

都B：　　すいません、今、国と申し上げたもので。

構成員 I : それはね、そのことぐらい大体わかってますよ、私も。わかってるけども、国土交通省を代表してね、ここに来たのであればね、他部門のことについてもね、ちゃんと理解した上で地域住民の質問に答えなきゃならないんですよ。そんないいかげんな説明、だめだな、あなたは。

都B : いいかげんじゃなくて正確に申し上げました。

構成員 I : 正確じゃない、いいかげんじゃないですか。

構成員 T : だめよ。

構成員 I : 全然正確じゃないですよ、それは。

司会 : はい。

構成員 I : いや、だから僕はだからさ、都Aさんとかさ、都Bさんがね、答えんじやなくて、国Bさんに聞いてんだ、僕。

司会 : 国Bさん。

国B : 基本的に回答、東京都さんのほうから回答されたのと同じ形にはなると思うんですけども、基本的に、この間、1キロ区間ですか、事業認可された許可権者としたしましては、ちょっとややこしいんですけども、国なんですけれども、我々はあくまでも外環本線を担当する事務所というところで、実際の事業認可で許可権者ってなるのは、同じ国の、国交省なんですけれども、関東地方整備局の建政部というところでございます。

なので、私の立場でその事業認可のよしあしとかですね、どうだこうだというコメントをですね、述べることは差し控えさせていただきたいと。

構成員 I : いや、差し控えじゃだめなんです、それはだめなんで、なぜかという、それはね、あなたは国を代表してここに来てるわけですよ。で、かつね、担当部門でなくてもね、僕だって国土交通省にいらなくてもね、今みたいなことが体系立って聞けるわけだから、あなただってさ、技術屋だったら、そのぐらい答えられるんじゃないの。

司会 : ええ、あの。

構成員 M : しかも外環はつながってるよ。

構成員 I : だってこれだけ皆さんが問題になってるのにね、担当部門が違うといっても、代表して来てるんじゃないですか。

都A : ちょっといいですか。

構成員 I : よくない。

都A : 私が答えるんじゃなくて、ちょっといいですか。

構成員 I : よくない。だから、それじゃ答えになってないですよ。

都A : 構成員 I さんのですね、ご質問について国交省の担当者のほうは無責任な回答はできないというお話だったんですが。

構成員 I : じゃ責任ある回答すればいい。

都A： ええ。ただ、今は回答ができないということだと思っておりますので、答えられる範囲で次回、そういうことでよろしいですか、国交省さん。次回お答えするということ。

構成員A： 次回って、やらないじゃない、いつまでも。次回というのは。

司会： はい。それではこの話は。

構成員M： ちょっとすいません。

構成員T： この話はじゃないよ。

司会： 関連はやめましょう。はい。

構成員T： ちゃんと聞きなさいよ。

司会： それでは会の運営と。それから議事要旨とちゃんと調整していただくというところでやりましょう。

構成員I： 司会者さ、これ、話し合いの会だろう。

司会： はい。

構成員I： 聞けばいいじゃない。

構成員A： あんた、下向いてんじゃないか。上向きなさい。上。

司会： いや、でも同じ話になっているので。はい。

構成員A： 同じ話じゃないよ。肝心な話をしてんだよ。

司会： いや、もう 40 分やっていますから。その他でやるということに、さっきなりましたので。はい。

構成員I： そんなむだな話ししてませんよ。

構成員A： むだな話ししてませんよ。大事な話ですよ、これ。

司会： ええ。はい。

構成員I： 皆さんが関連質問で言ってるんだから。で、話し合いの会でしょう。

司会： ええ。

構成員M： 司会者さ、都Aさんとちょっと離れなさいよ。

司会： いや、もう全然別ですよ。

構成員M： 国Aさんいないんだからもっと離れて、こっちずっと聞こえないように。

司会： はい。

構成員A： あなた、下向いててだめだよ。私のほう。

構成員M： 都Aさんの言うとおりに言ってるじゃない。

司会： いや、そんなことないですよ。

構成員M： 都Aさんがコチョコチョ言うときすぐ言うでしょう。

司会： いや、そんなことないです。

構成員M： 離れなさいって、そこ。最後に一言。

司会： それでは。

構成員A： ちょっと、あなた、マイク持ってきなさい、これ。

都A : やめませんか、そういうの。

構成員A : 早くここへ。

都A : 構成員Aさん、話し合いの会ですから。

構成員A : いや、話し合うんだよ。私、今の国Bさんの回答に納得いかないから質問したいのよ。

司会 : ええ、でももうこの話はこれでもう多分終わりだと思います。

構成員A : いや、大事なことよ。ものすごく大事なことよ。

司会 : はい。

構成員A : 大事なことからよ。

構成員I : 司会者、終わりだと思うってことがもうおかしいよ。

構成員A : 終わってないよ、これ。だから続けるのよ、延々とこれ。

司会 : ええ。それではその他でやりましょう。

構成員I : いや、僕はさ、いや、責任ある回答と言ったんだけど。

構成員A : 納得しない、今の感じじゃ。

構成員T : ちょっと、だから指しなさいよ。

司会 : それは多分納得できない立場なんだと思うんですね。

構成員A : いや、私は全然、今の国Bさんの回答に納得いかないのよ。

司会 : はい、一言。構成員Aさん。

構成員I : 一言で言えるわけねえだろ。

構成員T : こんな重要なことを一言。一言なんて。

構成員A : 私はですね、武蔵野の会で行われた資料を基にして、また、議事録とかそういう資料、文書を基にして発言してるわけなんです。ですからもう一度言います。昭和41年の7月に高速道路専用的高架式のもの、これは23メートルです。今、国土交通省の方は地上部の外環の2はそのままにして、自動車専用道路の高架式の部分、23メートルの部分だけを地下にしたってなると、現在の都市計画は23メートルの幅でなきゃなんないはずなんです。都市計画の変更について、幅を40メートルに拡幅したという事項はないわけです。ですから国Bさんが17メートルの引き算を、これ、どうやって説明するかということなんです。

いずれにせよ第4回の武蔵野の会では国土交通省の担当者が一体の計画である、つまり高架式の23メートルの高速道路の部分、あと、地上部の幅40メートルの部分、現在の外環の2と言われているところです、それが一体のものであるということを容認しているというふうにちゃんと載ってるわけです。

それに対してあなたは今、いや、私は4月からの担当だけどそういうことは無いって、要するに地上部はそのままに残して高架式の自動車専用道路、

23メートルの部分だけを地下に潜らした。だったら23メートルの部分で現在の都市計画は存在するはずですよ。しかし現在の外環本線の都市計画は40メートルなんですよ。23メートルから40メートルに拡幅したという、そういった都市計画の変更はないわけです。あなたは一体どうやって説明するのかと。納得いかないっていうの。

都A： ちょっとよろしいですか。じゃちょっと。

都B： はい。それでは第4回の武蔵野の話し合いの会の議事録の当該部分を読ませていただきます。これは当時の外環国道事務所の構成員の発言です。

認識としては、まず3つあると思っています。都市計画決定した東京都の認識として、一般街路というのは別のものであると、位置づけとして別路線として、ただ、機能として、外環という自専道部分、自動車専用道部分を収納する空間としても一体としてですね、計画されたものだとしてあるかもしれないけど、別のものであるという認識をしている。これは東京都の認識です。

一方で、地元住民の方としてみればもともと一緒にきたんだから、同じなんだと40メートルの幅で外環がきたんだという認識をお持ちであるというふうに、お考えであると、我々も承知しているところです、とおっしゃっています。

司会： はい、それでは。

構成員M： すいません。

司会： じゃ構成員Mさん、はい。

構成員M： 本当、希望なんですけどね、司会者と都Aさん、離れてくださいよ。

都A： じゃ離れましょうか。

構成員M： うん。何かね、こうやってね、コチョコチョコとやると司会者がね、急ぎましょうと言うんだよね。

都A： ご指摘のとおり離れることにします。

構成員M： 国Aさんもお休みのことだし。

それで納得したって、式次第の件ですがね、僕には別に事務局、納得させてくれませんでしたよ。

都A： これは僕に対する質問ですよ。

構成員M： それでね、事務局と約束して、事務局がいなくなると都Aさんがはいつて出てくるとね、何か都Aさん、非常に天才ではないかしらと思うんですけど。

都A： いいですか。

構成員M： 司会者、指してあげて。

司会： はい。

都A： 私からします。

司会： じゃそれでよろしいですね。はい。

構成員M： ごめんなさい、もう一言。さっき国Bさんがね、そうですって構成員Iさんに答えた言葉、司会者指名してなかったから議事に入ってるんじゃないか、入っているかどうか心配なんで、最初、一番先に言ったでしょ。指名されなかったら議事、録音しない場合があるって。

都A： できない場合があると。

構成員M： うん。だから今、構成員Iさんがおっしゃったので国Bさんがそのとおりですと言ったのは入ってますね。入れてくださいね、それは。

都A： それはちゃんと入ってるかどうか私には、今、わかりません。

構成員M： だから議事チェックするときに見てくださいね。希望です。

都A： 今、構成員Mさんの声が入ってますから。はい。ちょっとよろしいですか。

司会： はい。じゃ都Aさん。

都A： 構成員Mさんの、再度次第についての意見を言ったことに対して、先程の説明でも申し上げましたが、全員の次第に対する意見について、それを実現するというのはなかなか難しいものですから、その辺の調整は東京都のほうにお任せくださいというお願いをさせていただきました。

以上です。

司会： はい。

構成員M： すいません、一言でいいからさ。

司会： いや、もう。

構成員M： 今の件。都Aさんのお答え、ちょっと補足したいんです。

司会： 本当に簡単にしてください。はい。

構成員M： 構成員Mですけど、次第について意見が来たのは3通だとおっしゃった。3通は少数意見かもしれませんが、3人の人は載せてくださいって。どれを載せたかはわかりませんよ。だけどこれは原案そのものだから3人の意見は皆却下したわけで、それだったら聞かなくてもいいんじゃないですか、次第どうしましょうって。ものすごく次第どうしましょうって聞いてくるから一生懸命出すとね、無視されるし、日程どうしましょう、出すと無視されるして、何か番号のかけ違いなのかな、そんな気するんです。

司会： わかりました。はい。じゃ事務局と構成員の方とでしっかりと調整していただきたいというふうに私のほうからも申し上げておきます。

構成員O： はい。

司会： それではちょっと。

構成員O： はい、司会者。

構成員M： はい、手挙げてますよ。

司会： じゃ構成員Oさん、簡単をお願いしますね。

構成員O：　　ちょっと今、この会がどういう進行状態なのか、どこにあるのかわからないんですけど。最初の匿名問題のヒアリング結果、これは後で報告するということですか。実はこの会場の中ではですね、イニシャル、アルファベットを固定化したものでやろうじゃないかと、そういう感じでしたよね。それでそのことを欠席者にも聞いて、その最終結果でまとめましょうということだったんです。

それで、そういうことでそのときは決まったんですが、その後、実際にそれでいいのかなと調べてくれた人がいるわけです。私も調べました。そうしましたら、結構やっぱり問題があるんですね。というのは今日の、皆さん、「次第」、ちょっと見てもらえますか。「次第」。今日の「次第」ですね。それ見ますと、真ん中に地域の必要性データと書かれたデータがいっぱい並んでいますね。これ、データ番号が出ています。左がデータの名前が出ています。ところが提出者名は出ていません。

ところが武蔵野さんの「次第」にはですね、我々、資料をもらおうとデータ名がこれです、提出者名はこれこれです、提出資料番号はこれ、ちゃんと出ています。そうするとイニシャルにしちゃったためにこういう弊害が出たのかなとも想像もしました。

なおさらにホームページをさかのぼって調べると、もう全部資料番号だけしか出てないんです。だけしかね。

いろいろそういうことを鑑みると、やっぱりこれはイニシャルということに決まったんだけど、もう一歩ちょっと知恵を足してですね、いい案ができるんじゃないかということだと思ってたんです。そうしたら、たまたま構成員Cさんのペーパーが送られてきて、私、見たんですけど、構成員Cさんが非常に現実的な、かつですね、すぐにでも採用できるような、いい提案をされてるんですね。これ意見書2の5ページの後半のほうです。運営面でこういうふうにされたら、すごく楽でいいんじゃないですか。

これ読んで、私は感心したんです。それは原則は実名、だけど立場上、嫌だという人はどうぞイニシャルの固定化でやりましょうと。原則実名も使うと、そういうやり方だというような趣旨の提案がなされているんですけども、それでやれば、こういう「次第」の中で、データの名前も、提出者名も全部入る、そういうことになるんじゃないかなと思ったのですね。

そういう意味では、一応、暫定的にさっき決まったということですけども、これからそれでやろうということの状態、時期ですよ。私は構成員Cさんの意見書2がどこで取り上げられるのかみると、「その他」でね、入っているのですね。これ、「その他」なんて入れられたら取り上げられるのは来年ですよ。もうね、1年前に出した構成員Cさんの資料が次第4の2番目に出

ていて、これ、構成員Cさん、去年の4月に出してるんです。1年たってもまだ発言の機会がないんです。「その他」に入れたというのは「お蔵入りです」という宣告と一緒になんです。

ですから私が都Aさん課長の立場だったら、これは、こんなにいい提案、我々に、私にかわって出してくれたんだと、もうこの場で採用しようと、言いたいくらいなんです。

そういう意味では、これ、構成員Cさんの書かれた後半の運営に関しての提案、これが、事務局がこうやれば本当に皆がハッピーになるんじゃないかなと、私、思ったんです。ですからこれはですね、ぜひ、例えば「前回の議事の確認」、次第の2番目にありますけど、この中に入れて、構成員Cさんに、もう何回出しても構成員Cさんの意見書というのは表に出てこないんですけど、ぜひそれは、やっぱりこういう真剣に書いて出された提案、上げてもらうようにしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

司会： はい。今もお話しになったように、どうも先送りになってしまうので、議事を進めましょうよ。

構成員T： いや、構成員Cさんのとってもいい文なの。

司会： ええ、構成員Cさんの部分もちゃんと時間取りますんで、最後に。ちゃんと取ります。

構成員T： 取りますって、もうおしまいの方よ。

司会： ええ、ちゃんと取ります。

構成員A： 構成員Cさん、ほら、手挙げてるよ。

構成員T： 構成員Cさん、やってくださいよ。

司会： ええ、ちゃんと取りますから。じゃ構成員Cさん。

構成員C： はい。じゃいいですか。

司会： いや、最後にやりましょう。

構成員T： 構成員Cさん、今やったほうがいいから。やらなきゃわからない。

構成員A： 今やってちょうだい。

司会： それ、ちょっと待ってください。

構成員T： お願いしますよ、構成員Cさんに。

司会： それでは構成員Cさんの、それこそご意見もたなざらしになって随分たっ
てしまったりしてるので。

構成員A： 1年以上待つてんだから。

司会： 話を先に進めましょう。

それでは次第の3の質問に対する回答というところですかね。

構成員O： ちょっと待ってください。おかしいよ。おかしいよ。はい、はい。はい。
はい。

司会： ではそこをやりましょう。はい。
構成員A： 構成員Cさんにはちょっと一言。
都B： それでは3番の質問に対する回答。
構成員O： ちょっと待ってください。ちょっと待って。都Bさん。

下記、四角枠内の発言については、第8回話し合いの会にて「騒然としている中での説明だったため、全然聞こえなかった」「内容はほとんど理解できなかった」など多数の意見があった。

都B： 資料5-3、5-4、6-3。
構成員O： 都Bさん、ちょっと待ってください。
都B： 7-3について説明を差し上げます。
構成員M： 不服。不服です。だめです。だめです。だめです。
都B： 最初に資料5-3、質問に対する回答についてご説明を差し上げます。
司会： 静かにしてください。静粛にお願いします。
都B： 前回修正させていただいたものも配付していますので、右上に平成25年1月29日という記載のあるものをお開きください。まず5-3です。5-3の2ページの下段の質問に対してご回答いたします。プロジェクター、いいですか。
質問は青梅街道のインターチェンジについて図面などの資料が欲しいというものでした。
今回、プロジェクターを使用して概念図を用いて説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。
構成員O： いや、どこやってるんですか。
都B： 資料5-3の2ページ下段です。
構成員O： はい、1ページからやってください。1ページからやってください。
都B： いただいている質問の回答については、基本的に文面でご回答差し上げております。
構成員O： いや、それで疑問があるから。
都B： 補足が必要なところのみ説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。
構成員M： 異議あります。異議あります。異議あります。異議あります。
司会： すいません、静粛にお願いします。じゃ説明してください。
都B： 大泉ジャンクション方向が北、図面の右側です。左側が東名ジャンクション側です。図面内の位置関係ですが、上石神井の駅がちょうど画面右側のあたりに、今、ポインターで指している部分にございます。この黄緑で着色されている部分、ここが仮称になりますが青梅街道インターチェンジになりま

す。この図面は概念的なものを示しているものでございます。インターについては、現在、国交省さんから設計中というふうに聞いております。

黄緑で塗られているところに一部黄色の着色がされているところがございますが、これが一般道路から高速道路に乗るため、もしくは高速道路から一般道路へおりのための道路を示してございます。

続きまして②の質問でございますが、杉並区側についてはインターチェンジができていないため、幅員は 58 メーターではなく、幅員 40 メーターではないかというご質問です。

こちらにつきましては当該箇所につきまして、現在、都市計画上の幅員が 58 メーターあります。40 メーターというのは標準幅員でございます、昭和 41 年に都市計画を決定して以降、変更してございません。現在、話し合いの最中ということであり、最終的に都市計画の方針を公表し、必要であれば変更することになります。

続きまして資料 5-4 のほうに移りたいと思います。これは第 4 回の質疑の中での回答ということでございますけれども。

構成員M： 今度の資料、二つあるけど、どっちですか。

都B： 平成 25 年 1 月 29 日という日付が右上に書かれているものでございます。

こちらの質問については基本的に文面でご回答させていただいているものでございますけれども、第 4 回の質疑の中で東京の地震時の被害について説明が欲しいというご要望も別にいただいております。今回は質問のご回答として首都直下地震の被害想定について、パワーポイントを使用してお説明させていただきます。よろしいですか。スクリーンをご覧ください。

ご承知のとおり、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災というのは、世界的に見ても 4 番目となる大きさのマグニチュード 9 という記録をしました。この震災により都内においても液状化、あるいは大量の帰宅困難者の発生という被害もたらされました。

構成員M： 今、どこやっているんですか？

都B： 現在は、第 4 回にいただいたご要望に対するご回答を差し上げてございます。東京の地震時の被害について説明してほしいというご要望がございました。

構成員M： ここには書いてないのね。

都B： はい、そこには記載してございません。

構成員A： 書いてないの、何言ってるんだ、あんた。おい、寝ぼけるんじゃないのよ。何寝ぼけてる。

構成員O： おかしいよ。

構成員A： 書いてないのに勝手におしゃべりして。司会者は何とかやれ、おい。

都B： 5-4に書いてある内容については基本的に文面で答えさせていただいております。

構成員A： おい、司会者、ちゃんとやれ、きちんと、書いてもないのによ。

司会： 静粛にしてください。静粛にしてください。

構成員O： おかしい。

都B： 第4回の質疑の中で東京の地震時の被害について、説明してほしいというご要望がございました。このため、パワーポイントを使用してお説明させていただいているところです。

構成員A： 書いてもないことを勝手にしゃべるんじゃないよ。あんたが勝手におしゃべりしてるのは、司会者、何でこれ、ちゃんと注意しろよ、おい。

司会： 静かにしてください。

都A： ちょっと司会者、静かにさせてください。

司会： 静かにしてください。構成員Aさん、静かにしてください。いや、私も記憶していますけども、そういうご質問があったと思います。

構成員M： 誰から。誰から。

構成員A： だったら何で、おまえ、資料の5-4だなんて、見ろって言ったの。書いてもないことを。

都B： で、こちらが被害想定になっておまして。

司会： 静かにしてください。

都B： ちょっと字が小さくて恐縮なんですけれども、図面の左側が杉並区になってございます。

構成員A： 書いてないことを勝手にしゃべるんじゃないよ、おまえ。

司会： 静かにしてください。

構成員A： 司会者、おまえ、きちっとやれよ、おい。

司会： 静かにしてください。

都B： 焼失棟数の分布を示しているんですけれども、杉並区の周辺については黄色、オレンジというような比較的上位の棟数が示されております。

都A： ちょっといいですか、本当に。

構成員A： 司会者、何やってる。

司会： 静かにしてください。ちょっと一度静かに。

都A： 説明の中でいろいろとですね、皆さんわかりにくいところあると思いますが。いろいろご指摘は後で伺いますが、まずは、東京都からの説明も聞いていただきたい。議事次第のとおり、私ども、説明させていただきますので、まず私どもの説明を聞いていただいて、これをもってご質問いただくと、もしくは意見を言っていただくということでお願いします。

構成員C： いや、書いてないことを説明されてもわからないので。次回にちゃんと書

いたものを配ってから説明してください。

司会： 静かにしてください。

構成員A： 勝手にしゃべってんじゃない、あんた。

司会： それでは静かにしていただきましょう。

都B： 説明が不足申しわけありませんでした。5-4についてはですね、基本的に文面にご回答差し上げているんです。

構成員A： あんた、口が過ぎる。

都B： 追加してということでご説明を差し上げました。

構成員A： 軽口が過ぎるよ、あんた。

都B： ちょっと誤解を与えて申しわけありませんでした。

構成員A： いや、誤解じゃないよ。あんた、軽口が過ぎるよ。

都B： 続きまして資料6-3についてご説明を差し上げます。

構成員A： ペラペラしゃべるなっつうの。

都B： 資料6-3については、第5回の話し合いの中で議事進行などについて、ご覧のようにですね、さまざまなご意見をいただいているところです。ご意見につきましては司会者の方と共有するとともに、次第に沿って話し合いの会を進められるよう努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

構成員A： 今、何やってんの、だから。

都B： 資料6-3の説明でございます。資料6-3でございます。続きまして資料7-3に移りたいと思います。

構成員A： あんた、何やってんの、一体。

司会： はい、それでは静粛をお願いいたします。まずは説明を聞いてから意見がございましたら。

構成員T： ちょっと、ちょっと、司会者の人、ちょっとは話しさせてよ。

司会： はい。

構成員T： 東京都の説明、おかしいよ、都Bさんという人。皆に、あんた、ちゃんと、話ならわかるようにしなさいよ。

都B： すいません、ちょっと誤解を与えて申しわけありませんでした。

構成員A： いや、誤解じゃないよ。誤解じゃないよ。

都B： 5-4については基本的に文面でご回答させていただいたとおりでございます。5-4というのは第4回の議事でいただいている。

構成員M： 今のはなかった。今のはなかった。

都B： ものなんですけれども、第4回のときに、そういった、今、ご説明差し上げたご要望をいただいていたところなので。

構成員M： 誰から。

都B： 追加して。

構成員O： 誰からだ。出てないぞ。

構成員M： 誰からよ。

都B： 構成員Dさんから、構成員Dさんからご意見いただいていたので。

構成員M： 出した、構成員Dさん出した。だったら書きなさいよ。

司会： ちょっと待ってください。個人に対していろいろ言っても。

都A： いいですか。私のほうでしゃべらせていただいて。

司会： はい。

都B： 構成員Gさん、構成員Gさん、構成員Gさんです。すいません

都A： すいません、ちょっと説明不足なところもありますが、ちょっと名前を言うのもあれですけど、災害のほうの被害想定については構成員Gさんのほうからそういう話があったものですから、私ども、ちょっとすみません、紙に書いてなかったかもしれませんけど。

構成員M： 紙に書かないで説明するの。

構成員O： おかしいぞ。

都A： いや。

構成員M： えこひいき。だって紙に書いてないんだよ。

都A： 構成員Mさん、そういう言い方やめていただけないですか。えこひいきはしてません。そういうご要望があったものですから、東京都としてもこの件についてはご説明すべきだということでやらせていただきました。

はい。私ども、えこひいきは一切しておりません。で、青梅街道インターチェンジの説明については構成員Dさんからいただいた話でございます。その件についてご説明をさせていただきました。

えこひいきというようなお叱りをいただきましたが、一切、私ども、そういうことは考えてございません。

構成員T： ちょっと。ちょっと、ちょっと、マイク貸してって。ね、ちょっとマイク。

司会： まだ話は。

都B： はい。続きまして資料7-3だけ。ここまでになりますので説明をさせていただきます。資料7-3をお開きください。

構成員M： 都Bさん、クビだ、クビだ。都Bさん、やめろって。

都B： 2ページ目以降、議事進行について多くのご意見をいただいております。

構成員A： だめだよ、あんた。ちょっと司会者きちんとしなさいよ。

都B： ご意見については先ほどと同じになりますけれども、司会者と共有させていただいているところです。

構成員A： 共有なんかしてないよ。

都B： 今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

構成員A： 共有してないよ、全然。

都B： 2ページ目の中段の質問で、構成員Aさんからご質問いただいています。これについては今回の議事次第の4に掲げさせていただいておりますので、このときに質疑応答、意見交換をさせていただきたいと思います。最後になります。2ページ目の下段から3ページ目の上段について。

構成員T： 都Aさん、ちょっと。変わった人ね、この人。

構成員A： あんたね、都Bさん、それでやると、だからこじれるのよ。

構成員T： ちょっと言わしてよね。おかしいよ。都Bさんという人。

構成員A： 都Bさんが、自分のしゃべってることわかってないよ。

都B： ここで終わりますので説明をさせてください。

司会： ちょっと静粛にしてください。

構成員A： 何にもやってないよ、あんた。

都B： 23年6月に開催した運営に関する打ち合わせにおいて、話し合い、地域の現状・課題、地上部街路の必要性のあり方について進めていくこととしております。

まずは本会での議論を深めていくことが必要と考えております。

構成員A： それについてちゃんと質問に答えてないんだよ。

都B： 拡大された話し合いの会の開催は現時点では考えておりません。

構成員A： 答えてないで、あんた、何やってんの。

都B： 以上で次第3の説明を終わらせていただきます。

構成員A： いや、終わってないよ。

司会： それではご意見を。構成員Cさん、お願いします。

構成員C： すいません。そうしましたら、今、資料7-3、ご意見に関して司会者と共有させていただくということありましたけれども、私の提出した意見書の2というやつなんですけれども、これにいろいろと、次第では6のその他のところというふうになってるんですけども、内容をちゃんと読まれてここにされたのかどうかなんですけども、私の意見書の2というのはこういう話し合いの会そのもののあり方とか進め方、そういったものに関する意見書になってます。

ちょっと私もしゃべるのがうまくありませんので、もう今、今日は時間をいただけるというお約束でしたので、もうここで言わせていただきます。

よろしいでしょうか。

司会： はい、じゃやってください。

構成員T： 構成員Cさん、やってください。

構成員C： そうしましたから資料7-5です。「はじめに」ということで、昨年4月に意見書を、私の意見書、最初のやつを提出してからもう1年が経過しています。が、いまだに説明する機会もなく、なかなか本題に入れない現状につ

いて私なりに分析し、これからの話し合いの会をどのように進めていけばよいかを考えてこの意見書をまとめました。

まず、一つ目の問題としては、話し合いの会に臨む行政と住民との認識のギャップについて。

行政の認識というのは外環道と外環の2については異なる二つの都市計画道路というスタンスに基づいて、外環道は地下化により周辺環境、住民に影響を与えないものとして既に着工し、残った外環の2をどのように計画するかを改めて検討する場としてこの会を位置づけています。

それに対して多数の周辺住民の認識としましては、外環道と外環の2はあくまでもワンセットの計画としてとらえています。そのためにそれを切り離して別個に検討するということはナンセンスであって、外環の2に絞った形で本会を位置づけることはできませんし、そもそも外環の2が残っていること自体に納得していないのが実情だと思います。

特に外環道が地下化によって先行して計画が進んでいる経緯に対して、外環の2の計画経緯にかなりあやふやな点が、私もこの会に参加して思っていますけれども、外環道の地下化決定の際の国交大臣、都知事の声明、それからその後の都知事の定例記者会見での発言、それから外環の2の一部を練馬区において外環道に絡めて事業認可するといったものがあり、行政に対する住民の不信感は募るばかりな現状です。そういう意味では外環の2を単独で話し合う意義が全く感じられません。

そういったことを踏まえると本会の前に必要なこととして、行政と多数の住民の間に認識のギャップが存在する限り、話は一向に前進していきえないと思います。行政が本当の意味で住民の声に耳を傾けて、それを十分に考慮しながら計画を進めていこうと考えているのであれば、住民が望む形での話し合いを行う必要があるのではないのでしょうか。

これから以降については私個人の意見ですが、一つ目は行政は外環の2を幹線道路として計画しているとの見解を示しています。これは最初のころに私が外環の2というものはどういう道路ですかと伺ったときに、これは幹線道路ですというお答えをいただきました。

そういう道路であれば区単位での話し合いの前に、外環の2全線の周辺住民の話し合いの会が必要であり、そこでの意見を踏まえた上で区単位での話し合いの会を行うべきではないかと思います。

現在、外環の2の話し合いの会は各市・区単位で行われており、各市・区の要望に応じて整備の有無を含めて計画を進めるというやり方を行っていますが、これは幹線道路の計画のやり方としてはおかしなやり方ではないかと思います。

2番目としまして外環道と外環の2は、やはり周辺住民にとっては切り離せないものであり、行政は外環の2を独自の判断で残す前に、まず存続の可否についての話し合いの会をきちんと持つべきであると思います。これは、行政は上述の二つの道路計画を都市計画上は別個のものというスタンスで話を強引に各個撃破的に進めていますけれども、多くの住民がその進め方に納得していないことを理解すべきであり、本来であれば外環道を含めてもう一度話し合いを行っていただきたいところですが、仮に百歩譲るとしても外環の2の廃止を計画の選択での一つとして話し合うのではなく、まずは存続させるか廃止するかに絞った話し合いを行うべきだと思います。

先般から問題視されている大泉ジャンクション部における一部外環の2の事業認可についても、いまだ話し合いの会が続いている中であって、単なる行政の事務上の理由によって進めるやり方はまさに住民に対する裏切り行為だと思います。外環道と外環の2が別個の計画であるならば、きちんと分けるべきであり、外環道の工事に伴う地上部街路が外環の2の計画と重複するのであれば、仮設道路による対応も可能であり、むしろそうすべきだと思います。

この問題については行政がこれまでの説明をみずから否定することを示してしまっていて、このような進め方を見る限りにおいては各個撃破的に外環の2の計画を既成事実化しようと、そういうふうに見られてもいたし方がないと思います。

そういったことを踏まえて3番として、そういうことであれば、やはり行政の計画スケジュールにはありませんけれども、もう少し柔軟に対応して、会のあり方自体ももう一度見直していただければと思います。

それから2番目に話し合いの会の運営に関してですけれども、これはかなり話の本筋ではありませんけれども、ちょっと気になったことがありましたので、これもあわせてこの場で言わせていただきます。

まず議事録と議事要旨についてですけれども、議事録・議事要旨はともに出席者をやっぱり実名にて記載する必要があると思います。発言者の匿名表記については別項目、これは後でまたお話ししますが、誰が出席したかもわからない記録は意味がないと思いますので、原則実名の記録として残していただきたいと思います。

また、議事要旨についてはこういう書式が都の書式なのかどうかわかりませんが、要は議事録の抜粋のような、こういうまとめ方ではなくて、できれば何についてどこまで、どのように話し合われたかを箇条書きなどによって端的な文章にまとめて、読みやすくしていただければありが

たいと思います。

次回への持ち越し事項、次回への宿題などと、それに対する説明内容などの事項は議事録の一部として明確にして記載していただきたいと思います。今の形状であれば、議事録、本来、議事の中で話し合うべきことが、最終的に結論が出なくて先送りになったりとかしている問題を次回の会で持ち越し事項と質問に対する回答のような形でまとめられていますけれども、あくまでもやはり内容としては話し合いの会の議題の中の一部になりますので、そういう意味で明記していただきたいと思います。

それから傍聴者のご意見カードは議事録の、これもたくさん、毎回かなり分厚い形でご意見カードを書いていますけれども、これも議事録の一部に取り入れていただきたいと思います。傍聴者の意見も周辺住民の貴重な意見であり、できる限り多くの住民の声を記録として残していただきたい、そういう趣旨で書いております。

それから議事録・議事要旨は、現在、最終、案のとれたものというのはウェブ上ではアップされているようではございますけれども、私どものところには手元に配付していただけていないので、できれば最終のものという形ではいただきたいと思います。

それから会の次第ですけれども、これは先ほど構成員Oさんのほうからお話がありましたように、資料は資料番号だけでなく、資料名とか提出者名などについてもきっちりと明記していただきたいと思います。

それから、また、閉会の前にその他とは別にまとめの時間をきっちりとっていただき、そこでその日に話し合われた内容、それから持ち越し事項、次回の予定の確認をしていただきたいと思います。

それから座席表ですけれども、これは最初のころは配られていたようではございますけれども、今、配られておりませんで、これは話し合いの会の出席者の確認とか発言者の確認を行う上で必要な、便利なもののため、毎回配付をお願いしたいと思います。

それから発言者の匿名表記について、これは前回の話し合いの会で議事録・議事要旨における発言者の表記を個人情報保護の観点から、少数の意見ではあったものの、固定のアルファベットによる匿名表記にすることになりましたけれども、その後気づいたこともあって改めて原則実名表記にしていきたいと思います。

以下がその気づいた点と実名表記を望む理由です。

まず第一に、先日、初めて私、ウェブ上に公開されている話し合いの会の記録を見たんですけれども、議事録とか議事要旨の発言者は匿名表記になっている一方で、資料とか意見書などは実名表記になっています。で、

議事録・議事要旨の発言者を匿名表記にする趣旨を考えれば、資料であろうと意見書であろうと、当然、匿名表記に置きかえるべきところだと思います。昨年は4月に私も意見書を提出させていただいて、これも限られた時間の中で効率よく意見を述べるためにまとめたものであり、本来であれば議事の中で文章なしでもしゃべるだけでも、ものと同じものになりますので、そういうものを、それでまとめていますので、やはり意見書とはいえ、同じ扱いになるのではないかと思います。

ただ、私は別に私自身が書いたものについてはきちんと責任をもって書いていますので、実名が出て文句も何も言うつもりもありませんし、むしろ名前を出していただいたほうが皆さんにはよくわかるんじゃないかと思っておりますので、そういう形にさせていただければと思います。

それはあと匿名表記に関する話は、最初、都の提案で始まったにもかかわらず、そういった一貫性のない扱いになるのであれば、やはり議事録・議事要旨も実名表記にしたほうがいい、間違いがなく、少なくなるんじゃないかと思っております。

それから2番目としまして、実は前回の話し合いの会の後に都市計画の専門家を名乗る方より、前述の私の最初出した意見書に対してクレームがありました。その方の言い分は、簡単にいうと言っていないことが書いてある、個人の意見であり、専門家だからといって発言に責任をもてというのはおかしいとか、この内容は個人を攻撃するものだということでした。

この件に関しては、これまで2回にわたって事務局を通じて意見書を訂正してほしいという連絡を受けました。が、既にもう配付されてしまっていますので、それに間違っただけとも書いていないつもりでしたから、それから名前も伏せて実名を出していませんので、私のほうは問題ないと思っていたので非常にびっくりするとともに、非常に怖かったのでちょっと恐怖感を覚えました。

それで言っていないというような主張された内容に関しても、確認をしようと思っても匿名表記では簡単には確認できなかったんです。で、さらに匿名表記になれば無責任な発言を生みかねないという、そういう意味においても、やはり原則実名表記にすべきだと思います。

3番目として、それ以外にも議事録・議事要旨の確認作業においてもやはり匿名では漏れが生じると思います。いまだにちょっと名前と顔、それから座席が覚えられない方がいる中で、確認すべき書類の表記が匿名では要らぬ手間がかかり、かなり負担になっていることも認識していただきたいと思っております。

要望のある方は匿名でも構いませんが、それ以外は原則やっぱり実名表

記で書いていただくことを望みます。

それから事務局の事前対応について、これは先ほどの次第の話なんかにもありましたけれども、やむを得ない場合、状況は別として、話し合いの会にかかわることに関して個別に電話等を用いて調整することはやめていただきたいと思います。

今回の件に関しては、最終的に事務局の顔は立てるようにしていたんですけれども、先方にきちんと伝わっていないのか、会以外の場で罵倒されることになり、非常に私としても心外に感じています。

すみません、ちょっとこれ、わかりにくかったですね。そうですね、今回の件というのは、先ほどのクレーム、その前の4ページの②というところのクレームに関しての話ですけれども、これもきちんと事務局の方が対応していただけなかったのかどうかわかりませんが、そういうクレームを受けるようなことになって、それが心外だということです。

それから会の事前打ち合わせ、これについても個別に連絡をして行おうとしていましたけれども、これもやっぱり話し合いの会で議論すべき事項だと思いますので、先ほどから話の中で、結局、どういうふうな形でどう話し合われてなくなったのかもやっぱりわからないので、やはり会に関することについてはこの場で話し合っていたいただきたいと思います。

そんなところです。以上です。

司会： はい。

構成員 I： はい。

司会： 構成員 I さん。

構成員 I： ええとですね、ほかの部分についてはまあいいんですけども、前回、都市計画の専門家を名乗る方から意見書についてクレームがあったということで、どうも私を指してるようなんですけども、簡単に言いますと、言ってないとかいろいろ、これ、言われてますが、実際に言ってないことを言ったと書いてあるんで、それは構成員 C さんの誤解だと思うんですけどもね。だから余りここで議論はしたくないんですけども、このことで誤解されるといけないんです、余り間違ってることを正しく否定すると構成員 C さんが恥をかくと思って僕はずっと黙ってたんですけど、この場で言うべきではないと思ったんですが、この、ええとですね、今回、前に言ったことではね、構成員 C さんが言ったのは、書いてあるのは、地上部街路の扱いについてね、ある区間については行政の判断によって廃止されて、それはある区間についてはそのまま残ると、一般市民に理解しかねるような判断について違和感を抱かないようなのは非常に不思議だと。私が違和感抱いてないというふうにも、言われてるんで、そんなことは言ってませんと言ったんですけどね。

これはもともとをただせば構成員Aさんがですね、大泉のほうではね、住民に説明して廃止したのに、こっちの杉並のほうではね、住民に説明しないで残すことでやったと。こういうね、場所によって判断を変えるのはおかしいじゃないかと。私はおかしいと思うけど、あなたはどうかと僕に聞いたんで、私はここでね、確かにそのとおりですよと答えてるんですよ。議事録もそう書いてある。

だから違和感抱いていて、そのとおりですって言ってるんですね。だから構成員Cさんはその辺を誤解されてると思うんですけどね。

その他、何だろう、一人でも反対は実現できないと。私は収用のことについて自分らでもやったりして、一人反対といっても収用したりして、そんなことはないんで、別にそんなばかなことは言わないと思いますけども、仮に言ったとしても比喩的に言ったんで、言葉尻を捉えてですね、それをもって何かいろんな言い切るからおかしいとか言ってるんですが、多分これは、多分って、これ、誤解なんですけども。

それで最後にですね、匿名表記と書いてあってですね、議事録で内容を確認しても匿名表記で確認できなかったと言ってるんですが、匿名表記で確認できないといっても、議事録にちゃんと書いてありますからね、だからEとかIとか書いてあっても誰がどうなったかってわかるから、ある程度の確認はできると思うんですけども、この言ってることは僕は確認できないというのはおかしいと思うんですが、仮に確認できないということ、これ、言ってるとおりであればですね、議事録においても確認できないようなことですね、やっぱり非難するということはおかしいと思うんですね。

僕はそういうことで内容についてはいいけども、個人攻撃になることはこういう会で言うべきではないということで東京都にお話しして、東京都のほうも個人攻撃はまずいと。しかし内容については個別にね、構成員Cさんと私の問題だということで触れないということでお話しただけであって、そんなに、何ていうかな、シビアに考えているわけではなかったんですけどもね。

僕としてはね、一応皆さんそうなんだけど、皆一生懸命やってるんですから、こういうような誤解があって、もし議事録で確認できないのであればね、ちょっと確認できませんでした、あれは勘違いでしたって言っていただきゃ、それで済む問題で、僕たち自身、住民同士はね、けんかしたりしないでですね、そのエネルギーをね、住民の意見を行政に向けるというふうにしてもらいたいと思うんでね、これでこの話、やめましょう。

構成員C： いや、わかりました。別にそれに。いいですか。

司会： はい、構成員Cさん、答えてください。

構成員C： はい。いや、別に私は本当に個人を攻撃しようと思ってこれを書いたわけではなくて、やっぱり専門家でなくても個人でおっしゃられることは責任をもってやっぱりこういう会では発言していただきたいと思いましたが、で、それに対して、今、構成員Iさんがおっしゃられたところの指摘というのは、一部、私の誤解のしてるところもあり、逆に構成員Iさんが誤解してるところもあると思うんですけど。

構成員I： じゃあね、もうこれ、グタグタやってもしょうがないから、僕は水に流すんで、もうこれ、行政と我々住民ということで話し合いしましょう。もうこれでね、僕たちがやってもしょうがないから。

構成員C： いや、そのとおりです。

構成員I： だからやめましょう、もう。

構成員C： やめましょう。

構成員I： 終わり。

構成員C： はい。

構成員I： じゃ次いってください。

司会： はい、それではもっとほかのご意見ありますか。

構成員T： もう気分よくしてやってくださいよ。皆、いろいろいいほうにもってって。

都A： 構成員Cさんに対するコメントはよろしいですか。

司会： それでは構成員Mさん。

構成員M： 非常に都Bさんの説明に対してですね、私は不満を持ってましてね。自分の都合のいいとこだけ質問、説明してて、しかも皆会場からですね、誰も紙にも書いてないものに答えるのはおかしいって言ってるのに言い張って。ところが司会者、いや、いいです、いいです。何回も司会者、ご指摘受けてると思うんだけど、質問者がどういう質問をしたかということを理解して、それを行政が本当に答えるかどうかをチェックするのが司会者の役目であってね、司会者だけ理解して、はい、わかりましたというのは絶対間違いだと思うんですよ。

それで質問なんですけどね、5-3のですね、都Bさんサーッとほしよってやられたけども、5-3の一番最初に書いてあるNIMBYという質問に対してですね、僕は事務局にNIMBYって、僕、不詳、わかりませんと、どういう意味なんですかと。NIMBYってわかっている人に説明していただきたいと、もしこの会に出席してるのであれば、NIMBYとはどういう意味だと。そうしたら事務局は、匿名だからその人を指定できないと言ったんですよね。だけどこのご意見カードに書くのは、やっぱり今、構成員Cさんおっしゃったようにね、書くからには責任をもって発言したり書いたりしてるんだから、NIMBYってわかんないんですけど教えてくださいという素朴な

質問をね、俺は匿名だから説明できないよというのはね、これ、ないと思うんですけどね。

それでも食い下がったら、事務局、もしそれだったら、構成員Mさん、質問してくださいと。匿名の人は出ていないのであれば事務局からNIMBYという言葉について説明するって電話で答えてくれたんですよ。だからそれも、今、都Aさんは聞いていらっしゃらないから流すでしょう。

だからやっぱり構成員Cさんおっしゃるように、裏交渉をやめてほしいんですよ。個別の電話。行政は全部、自分が電話を何通かけて、何通から返事もらったとか、この人はこういう答えを言ってきた、こういう答えを言ってきた、それに対してこういうふうにしたってわかってるけども、個々の構成員というのは一人ですからね。ほかの人と何言ってるかわかんないんだから、できるだけオープンにして進めてほしいんですよ。

それともう一つ、ちょっと飛びますけどね、事前の会の話というのはものすごく都Aさんが胸張ってこれはすばらしい話で、しかも内容について触れなくて、次第だとか議事要旨・議事録だけについて話すんだと後から説明していただきましたけどもね、これ、前回ここで説明して、それで皆さんに聞いたら答え変わっていたかもしれないですよ。それを何かものすごくいい話だって言っていて、いや、やめましたというのはね、ちょっとね。都Aさん、信念でやろうとおっしゃっていたのに対してはね、弱腰だと思うんですけども。

これは感想をお聞かせください。

司会： はい。じゃまずNIMBY。私、答えてもいいんですけども、事務局から答えるということですので。

構成員M： いやいや、もし匿名、出てこられるとは言ったら、説明してくださいよ。書いた人がいらしたら。

司会： 事務局のほうから。

構成員M： 事務局じゃないよ。

構成員T： 都Bさん答えなくなっていいよ。都Bさんの話、もう嫌。

都B： 調べてきたので答えさせてください。

構成員T： 嫌だよ、そんな、もう、さっきみたいにちゃんとね、皆にわかるようにね、話できて。

司会： 都Bさん、わかるように。

都B： はい。言葉が難しいのでわかるように説明できるか、やや自信が今ないのですが。

構成員T： ゆっくり話しなさいよ。

都B： NIMBYというのはですね。はい、ゆっくり説明させていただきます、

Not in my backyard の略だそうです。Not、N、in、I、my、M、back、B。

構成員M： それは答えに書いてある。

都B： はい。和訳しますと、公共のために必要な事業であることは認識しているけれども、それが自分のお住まいの近くで行われるというのはやめてほしいと、そういったニュアンスの言葉だということだそうです。

構成員M： ちょっと違うんじゃないのかな。

都B： 一応この言葉の意味ということでございます。

構成員M： 必要性、はい。

司会： それでは構成員Mさんの。

構成員M： ちょっとすいません、今の都Bさんの。

司会： はい、構成員Mさん。

構成員M： 例えば公共事業に対して、その公共事業の必要性は認めるけれども、自分の近所は嫌だという、そういうふうに、今、ご説明されたと思うんだけど、公共の必要性に最初から反対している人はNIMBYじゃないのね、そうすと。いや、重大なんだって、それは、問題は。

この計画路線においてね、構成員Tさん、構成員Cさん、それから構成員Oさん、構成員Nさんもかかるかな。これ、NIMBYというのはさ、外環の2つくってくれというのは賛成なんだけど反対する人という意味でしょ。今の都Bさんの説明だと。そうでしょう。ところが僕聞く限り、構成員Cさんも構成員Tさんも構成員Oさんも構成員Nさんも、外環の2要らないと言ってるんだよね。

そうするとき、そのNIMBYって決めつけた人というのはね、一体誰のことなんだ。やっぱりそれは聞きたくなりますよ。個人攻撃だよ、それ。

それでそれをしかも実名でさ、一番前に書いてね。推進派の意見は一番前に書くけども、反対派の意見は一番後に書く。作為。僕もこれ聞きたいんだ。ご意見カードってどういう順番で書いてんですか。来た順ですか、アルファベットですか。ちょっと都Bさん、もうちょっと教えてくださいよ。全然理解できない。

司会： はい。それではまず都Bさん。

都B： すいません、作成している事務局から答えさせていただきます。

構成員M： だったら最初から事務局に、答えりゃいいでしょう。出張する必要ないでしょうよ。カッコいいときだけ自分で言ってさ。

司会： はい、事務局からお願いします。

構成員M： 都合悪けりゃ事務局に逃げるの。

事務局： 特に順番等の決めはありません。

構成員M： どういう順番ですか。来た順ですか。トランプしてですか。気に入った順

ですか。

事務局： 特にそういったものはありません。以上です。

司会： 先ほど構成員Mさん、質問、ほかにありましたね。事前の打ち合わせの会
に関して。都Aさん。

都A： はい。

司会： お答えください。

都A： 構成員Mさんから事前の打ち合わせの会については、私どもが呼びかけた
ことについてうまくいかなかったことの感想ということですが、その前に裏
交渉はやめてほしいというお話もありましたので、その件についてもお答え
させていただきます。

私ども、裏交渉するということは一切ございません。ただ、事務局として
調整しなきゃいけない件については、やはりお電話、また、それなりのほか
のやり方で連絡をさせていただいて調整をさせていただくということになる
かと思います。

できるだけオープンにして進めろということでご指摘をいただいております
が、当然、私どももできる限りオープンにして進めたいというふうに考え
てございます。

それと事前の会のことについてでございますが、私ども、2月8日の日に
ですね、会の進行、運営に関する構成員間の事前打ち合わせを試行的にやら
せていただきたいと、やらせていただけないかという呼びかけをさせていた
だきました。

その後、何をやるのかよくわからないというご指摘がございましたので、
その件については少し詳しく「こういうことを考えてございます」というよ
うな形を2月22日の日に送らせていただいて、最終的に皆さんから賛否い
ただきまして、結果論として会として事前の試行的な打ち合わせもやらない
というような話になったと思います。

後でと言ったんですけど、せっかくですからこの場で説明させてください。

事務局： 連絡がとれなかった構成員や、特に意見のなかった構成員もいらっしゃる
んですけれども、まずアルファベット表記の結果につきましては実名表記す
べきだという方が3名、アルファベット。

構成員M： 分母、分母。

事務局： 固定すべきという。

都A： これ、会の中の話ですよ。

事務局： はい。連絡とれない構成員とかもいますので。その辺はちょっと分母を省
かせていただきます。

実名表示が3名、アルファベット固定すべきというのが3名、で、どちら

でもいいという方が3名という結果です。

実名表記するのであれば全員の同意が必要だという方も中にはいらっしゃいました。

次に事前打ち合わせの開催結果につきましては、事前打ち合わせの開催について賛成の方が3名、反対が7名、どちらでもいいという方が6名おりました。

以上でございます。

司会： はい。母数というの、わかりますか。

事務局： 母数は住民の構成員の方々20名とりまして、中には連絡つかない方とかもいらっしゃったということで、いう形になります。

構成員M： はい。

司会： はい、構成員Mさん。

構成員M： 今日、事務局は一番先に構成員辞退した人1人というの言いませんでしたけども、当然、報告あるべきなんだけど、前回までのときは辞退者1人だったんですね。で、今日受付見たら、あそこにもう1人辞退者がいたから22名のはずなんです。で、今、事務局の答えだとさ、匿名のやつ足せば9なんですよ。9というのは前回ここに参加している人は9名なんだよ。一致するんですか、しないんですか。

それから僕は、今、分母が知りたいというのはね、20名とおっしゃったでしょ。あと2人抜けてるんだよね。24名中22名なんだから。

それから事務局に、僕、電話で確認したんだけど、連絡しない人がいるでしょうって。いないはずですよって言った。もしいるんだったら教えてくださいよと言われてましたよ。

やっぱりそういう基礎票をしっかりとしないと、前回この議場でやったときも9名のうち何名だ、何名だってやって、事務局から助けてもらって、最後、司会者にちゃんと答えましたよね。今の事務局の答えは答えになってません。

都A： ちょっといいですか。

司会： はい、都Aさん。

都A： ちょっと誤解があるといけないので私のほうから補足させてください。

3名、3名、3名と言ったのは前回の会の中の数でして、構成員Mさん今ご指摘いただいたとおりでございます。皆さんとその中で確認されたことはアルファベットを固定してやると。この第6回の中ではそういう話になったという記憶しております。

で、それをもって欠席した方にそのように確認されましたので、いかがでしょうかというご意見をいただいたといったところです。この件については

反対はなかったというふうに記憶してございます。アルファベット固定に関して反対はなかったというふうに記憶しています。何名というのはちょっとすいません、構成員Mさん、申しわけないですけど、それは。

構成員M： だからそれは、うん。

都A： あれですけど。

構成員M： いや、ちょっともらっているから答えていいですか。

司会： はい。

構成員M： 一応、もし事務局が有能な部下であればね、もし事務局が電話をするとき、都Aさんにかけて人の名前、ちゃんと報告するはずですよ。ハウレンソウがないよ。

それから、今、僕、調べたんですがね、今日いらっしゃらないんで余り欠席裁判できないんだけど、都Aさんが前回準備会で全員匿名に賛成したんだって言ったんですよ。それでそのうち議事録を読んでいると、途中で都Aさんは皆さんに諮ったと言ったやつはだんだん最後のころ全員が賛成というふうに言い方変えてきてるわけね。

それで運営要領と設置要領を見ますとね、運営会で匿名、非匿名問題は決められないことになっているはずなんです。

それで、いや、よく読んでください。

そうするとね、やっぱり話し合いの会の、やっぱりここに参加してる人のね、で決めたことでもいいんじゃないかと思うんで、僕は改めて、構成員Cさんおっしゃった実名を原則として、匿名希望の方は匿名表示するというのを再度提案したいんですけど、いかがでございましょうか。

司会： はい、都Aさん。はい。

都A： 事前の打ち合わせ会、23年6月ですかね、やらせていただいて、構成員Mさんはそのときにご出席いただかなかったと思いますが、その中でアルファベット表示について東京都として前回もお話しさせていただいたとおり、別に実名表記でもアルファベット表記でも、固定でも固定じゃなくても、それは皆様が決めることだというふうに認識してございますので、私どものほうでこうしろあしろという話ではないと思いますが、その運営の会の中で皆さんにお諮りしてそういう形に決まったというふうに記憶してございます。

構成員Mさんおっしゃるように、もし、ちょっと運営要綱、設置要綱の話をされて、それで決めるものではないという、おっしゃっているんですが、それは私どもはそうは感じてませんが、ただ、曲がりなりとも構成員Mさんのおっしゃるとおりだったとしてもですね、前回の会でしっかりとそういう話をさせていただいたわけです。新しく手法が決まってから実行もしてございません。また、不都合があったわけでもないものですから、既に

構成員に意見を聞き、決定した内容でございますので、今回はアルファベット固定ということでやらせていただきたいというふうに考えてございます。

構成員 I : はい。

司会 : はい、じゃ構成員 I さん。

構成員 I : いや、いつもですね、何かこういう細かい、何て言いますかね、アルファベットするとかしないとか、そういう本題のあれに関係ないことになるものすごく議論活発化するにはね、ちょっと僕もいささかおかしいなどは思っているんですが、さっきの個人情報の話とか、それから I とか A とかですね、そういうことについて話の流れでですね、どう決まっていってもですね、私はそれに従いますけども、この会議の中でですね、個別の名前をですね、はっきりあげるとね、これは個人情報にかかるということについてはですね、個人情報保護法とかああいう法律からするとちょっと趣旨が違うんじゃないかと思うんですね。あの法律の趣旨というのは、まさに趣旨する個人情報というのはプライベートなことですね、子供は何人いるとかですね、それから財産幾ら持ってるとか、そういったことでやってですね、この会議に出てきてね、名前もちゃんと書いてやっていてですね、この会議のかかることしかやってないということが何で個人情報なのか僕はわからないので、今の決定にね、A にするとか B にすると、それは構いませんけども、僕は個別の名前を具体的に挙げててもですね、個人情報には当たらないと思うんですが、法律の、何て言うかね、個人情報保護法によるですね、擁護されなきゃならないね、個人情報には当たらないと僕は思うんですけどね。法律に詳しい人の意見聞いてみないとわかんないです。僕はそう思います。

司会 : はい、都 A さん。

都 A : 個人情報保護法に当たるかどうかというのは発言内容とかで、そういったことにやはりなるので、具体的に必ず当たるとか当たらないとか、そういうことは私のほうでも明言できないと思ってます。

ただ、ここの会で皆さんにお諮りさせていただいたのは、まず自分の発言がインターネットなどを通じて名前が出て公表されるのがいいか悪いかといった、そういうことをお聞きしたというふうに私どもは確認しております。

そういう意味で皆さんからご意見をいただいて、アルファベット固定に決まったというふうに認識でございますので、それを個人情報云々かんぬんという話ですべてがくくれるというふうには思っていないです。

構成員 I : いや、それはいいんですけど、でも都 A さん、具体的にはそういった個人情報というの、話、言ったから、そこまではくくらくくいいんじゃないかと言っただけの話で、だから僕はそれ、こだわりません。だけど僕の意見はそう。

- 司会： はい。じゃ、すいません、構成員Iさん、こだわりませんというところだけ議事録に載せてください。
- 構成員T： 今回の司会、よかったよ。あとだめ。
- 構成員A： 構成員Oさん手挙げてるよ、ほら。
- 司会： 構成員Oさん。
- 構成員O： 今回の件はやっぱりおかしいと思うんです。構成員Cさんの提案は、全員実名じゃないんです。実名で構わない人は実名、それで困る人はイニシャルと言ってるんです。これだったら皆、賛成するんじゃないんですか。今までと同じだと思うんですよ。今まではね、一本化しなきゃいけない。イニシャルはイニシャル、実名は実名、そういうことで割れたんだと思うんです。
- ですから今のこのまんまでね、実名が好きな人は実名、嫌だという人はイニシャルにする。それでもう、都Aさん、これでぜひ実行してくださいよ。何にも支障ないんじゃないんじゃないですか。そうしたら皆さつき問題も解決しますよ。そう思うけど。
- ちょっと時間がないので、都Bさん、さっきの「質問と答え」については、ペーパーでよくわかりますと言われた。だけど最初に構成員Aさんが言われたように、都Aさんの回答はまともな回答じゃないんです。すれ違ってるんです。住民が何回聞いてもわからないのです。ですから今回、「質問と回答」、これがずっと過去3回分出てきましたけど、これはじっくり聞きたいんです。
- ちょっとすいません、事務局の方、5-4の1ページ目、資料の4-6-1、そのごく一部をちょっと紹介します。4-6-1、出してください。
- これ、皆さん、このレジュメは「外環の2」について、東京都は住民にどういう説明をしてきたかという資料で番号は4-6-1なんです。この中の5ページです。先ほど来、いろいろ外環本線は地下に入ったとか、そういうのがここに書かれています。5ページ目をあけてください。これが表紙ですね。1ページ目。たたき台という表紙の本が3000人の住民に配られたわけです。はい、次。2ページ。
- スクリーンに写真が映ってますようにね、各体育館で約300人位の人が、10会場で説明を聞きました。その次。
- そのときにですね、これ、ちょっと右側のペーパーの文字は読めないと思うんですが、要するにここで言ってるのは構造はこう変わります。構造は地下構造に変更します。それで地上部の利用については住民サイドで自治体ごとに好きなようにしてください、こう書かれています。次。
- はい、ここです。これでですね、これ、下の断面図は、これ、外環本線と外環の2です。モグラのように地下に入りましたという説明です。地上の部

分には全然、その外環2の形跡がありません。ですから住民の前では外環というものはね、外環というのは本線と外環の2、含めて地下に入りましたと、そういう説明をしているわけですね。はい、その次。

それでここですね、ちょっとあの字は見にくいと思いますけども、ピンク色の文字の書いた、ちょっと下、細い線が引いてありますけど、ここに構造についてはというところが、左の上のところに拡大されているのですが、ここには、自動車専用道路、これ、本線のことです。自動車専用道路（外環本線）と幹線道路（外環の2）の広域機能を集約して地下に移しますと書いてあります。

ですから、全線地下ですね。それで、今、真ん中辺の右側に赤丸がついてるところ、これ、高架構造の外環が出てます。この高架部分と地上の1階部分と、それが左側に移りますという図面なんです。その後、シールド工法に変わりましたから、同じ地下でも下に図が出てますように丸いトンネルが二つとここに書いてあります。

その左の横の、ちょっと文字見てください。地上部は現状の市街地を維持することは可能です。それでですね、一方、地域のための、道路や緑地帯など、要するに選べるということが書いてあります。

ここで、国交省さん、もう一回確認します。外環本線は地下に入りましたね。35年間凍結した後で地下に。さっき、ちょっと理由を言われましたが、もう一回言ってください。何で地下にしたんですか。さっき一番最初に言った理由は、住民の反対が強かった。立ち退きが多いということで。これが一番ですね。それから環境の問題がありましたね。そういうことですね。

そうしますと、ここで都Aさんに言いたい。ちょっと待つて。これね、資料5-4の1頁の下段の都Aさんの答えを見てください。東京都の答えは「地下化されたのは外環本線であり、地上部街路を地下に入れたというお話はしてません」と。

そうすると、これ、おかしいんじゃないですか。東京都と国が一緒になってですよ、住民の前、約3000人の前で外環2の広域機能は地下に入れますという説明してますよね。これ、回答の文章がおかしいんじゃないですか。この文章を見る限り100%、いわゆる外環の2は地下に入れたということは全然言った覚えがないと表現してますね。これ、訂正文出してほしいんですよ。

それからもう一つ、ちょっと続けて言うとね、その次、都Aさんにこれ聞きたいです。はい、次の。

これですね、これ、国と東京都がつくったパンフレットですよ。外環の2と外環本線が地下に入りますね。地上部にあった外環の2は計画がなくな

りますね。地上は空きますね。空いたところは自由になるから、次の五つのメニューから自治体ごとに選んでくださいと言ってるのです。これね、外環の2が相変わらずのさばってたら、地上に出来ないですよ。1番の公園や歩行空間つくる。2番目のバス路線や公共交通。3番目の幹線道路。4番、住宅地。おまけにEのところはですね、今までどおり現状の住宅地を維持できますとも書いてあるんですよ。これを皆さん選んでくださいと、こういうことをですね、延べ3000人の住民の前で説明したんです。東京都も一緒になってやったのですよ。さっきの体育館の写真で、成田部長と課長さんが一緒になってですね、こういうことを説明しているにもかかわらず、都Aさんはですね、我々に対する回答では東京都は今までに一回も地下に入ったと言ってます。これはとんでもない、何て言うかな、都A流の考え方。こんなこと言うの都Aさんだけです。というか、石原知事は我々と一緒なんです。さっき構成員Aさんも言ってましたけど、本線と外環の2は一体物なんです。それは地下に入りました。だから地上にはもうないんです。部分的にあるとすれば、例えば練馬区のほうで欲しいとか、それはあくまでもこの中の五つのメニューで選んだ、その地域が欲しい一つの別の都市計画道路なんです。都Aさんはそれをそうじゃないと言ってる。はい、次。

今度は資料4-6-1の14頁です。

これはですね、国と東京都が住民の皆さんから、もう1万通以上ですね、外環に対する疑問を、電話でもあり、オープンハウスでもあり、こういう場でもあり、質問受けたわけですね。その質問を項目ごとに分けて回答しているのです。ページが500ページあります。そういう外環に対していただいた問答集です。問題と答え。それのですね、これ、地上部街路について記されたページです。

ここに何と書いてあるかという、これまでどおり生活が可能だと。大深度のシールド工法を活用した区間ではですね。要するに住民を非常に安心させてくれているんです。

このページに赤丸がつけたほうが地上部街路の利用についてということまで書かれています。そこには地上部利用は大事だって書いてあるんです。で、これは地上部の利用はね、左側に考え方とか出てますけども、住民の皆さん、好きなように考えてくださいということがうたわれているわけです。すっかり住民を安心させてるわけです。

ところが東京都のほうはですね、今回の回答を見ますとね、確かに500ページの後ろのほうにですね、またこれは東京都さんがそこだけのページを書いたのか、全然これと違ってることを書いてるんです。

ですから、国Bさん、ちょっとこれ、今の報告書はご存じですよ。これ、

こういうことを書かれてることは間違いない事実ですよ。どう思いますか。これは今、東京都さんは、いや、これは今、話し合いの検討中だということですね。これを否定。

司会： 構成員Oさん、そろそろ時間が、終わりが限られていて。

構成員O： そうですね、わかりました。

司会： すいません。

構成員O： それでこういう話がずっとあるんです。

ですからね、ちょっと今日はね。

構成員G： 構成員Oさんやめなよ、もう。

構成員O： 大事な話だ、構成員Gさん。

構成員G： もうやめろ、やめろ。

構成員O： それでね、これはね、ごくわずか一部なんです。ですから次回に是非ね、是非、これは、この話はですね、都Aさんに何回聞いてもわかんないんです。ですから是非次回はこの続きからやらせてください。お願いします。

都A： はい、いいですか。

司会： お答えになりますか。都Aさん。

都A： 先ほどですね、平成13年のたたき台のパンフレットをもとに、構成員Oさんのほうからお話があったかというふうにご考えてございます。その主なものとしては外環の地上部街路につきましては広域機能を地下に集約したということであるから、地下に集約されたということのはずなのに、東京都の説明は外環の地上部街路を地下に入れてはないという説明だったと。

構成員O： 都Aさんだけよね。

都A： ええ、東京都としてお答えさせていただきます。この会でも何度かご説明させていただいたとおり、幹線道路の広域機能を地下に集約という表現の意味は、広域交通の一部を分担して自動車専用道路が地下に入るとの考え方を示したもので、外環の地上部街路が地下に入るという説明ではございません。それと、18年。

構成員O： おかしいじゃないですか。地上が空いたんだらう。

都A： いや、そういう考えをちゃんと東京都として説明させていただいてます。はい。18年6月、今までいただいた意見の回答についてもご指摘がございました。先ほど構成員Oさんのほうにもう説明ありましたが、その中で外環の2についてもですね、外環の地上部街路についてもいろいろな意見をいただいておりますので、回答をその中でも記載させていただいております。

地上部の利用については今後ご意見をいただきながら検討を進めることとしております。

また、外環の2については今後の検討事項であり、皆さんの意見をお聞き

しながら検討を進めるというふうになっていると思います。

ということで現在も皆さんと話し合いを進めているというような位置づけになると。

司会： それじゃ時間がなくなってしまったので。

構成員A： 司会者、ちょっと一言。はい、ちょっと最後まとめ。

司会： まとめの時間をとりたいたんですけども。じゃ構成員Dさん。一言。

構成員D： 都Aさんが言っていた前打ち合わせというのは、要はこういうことですよ。これが言ってみればそういうことですよ。要するに話し合う次第に従って何一つ進んでないじゃないですか。これをもっとやりたかったんですね。じゃやったんだから、これに沿って次回はもう少し、何て言うかな、前向きにやっていただきたい。

それですごくバラバラな意見で、やっぱり司会者がまとめてどうこうすることができないのがやっぱり問題、前へ進まない理由だと思いますので、司会者には申しわけないんですが、まとめる、書いて、今の質問は何を要点してるのか。

で、構成員Cさんがおっしゃったことに対しても、何を皆に聞かなくやいけないのかまとめてますか、司会者。司会者。

司会： はい。

構成員D： まとめてますか。じゃ何をどういうふうに皆に、ご意見いかがですかって聞こうかとかかってまとめてますか。文章にもう出てるじゃないですか。

司会： はい。

構成員D： 今はこうやって私が言ってる、突然の話じゃないんですよ。

司会： ええ。

構成員D： どうですか。

司会： ええ。それは構成員Cさんのご意見伺いました。はい。

構成員D： で、何を皆に聞いたらいいかまとめてますか。司会者はただ言わせてただけですか。それから先、どういうふうに進めるつもりだったんですか。

司会： できれば運営に関する事は運営会議のようなものやって、それでやったらいいかなと私は、個人としては思っています。

構成員D： 会議はどこでやるんですか。

司会： それは。

構成員D： ここじゃないんですか。

司会： ええ、場所はここでもいいと思います。

構成員D： まさしく今でしょう。ね。それをしないから。

司会： ええ、話し合いの会では話し合いを進めたい。

構成員D： 会議が前に進まないんじゃないですか。こうやって外環2について意見、

最初からこの話もありますよね。それ、構成員Cさんがはっきりわかりやすく、今、文章にまとめて言ってくれたと思うんですよ。

司会： はい。

構成員D： じゃそれに対して皆にどういうふうに問うつもりだったんですか。そこまで考えてないんですか。ただ言わせっぱなしですね、それじゃね。

それから国に聞きたいんですけど、地上部分の外環がなしになった理由が、立ち退きに関して無理だと思ったからっておっしゃい、のように私はとったんですけど、そのとり方でよかったですでしょうか。

構成員T： もう一回言ってもらえばいいじゃん。東京都に言ってもらいなさいよ。

構成員D： どうなんですか。早くしてください、時間がないから。そういうふうにおっしゃいましたか。私のそういうふうにした感覚と違いますか。

司会： はい、じゃそれだけお答えください。

構成員T： もう一回ちゃんと言い直し。

国B： 高架方式の場合ですと、やっぱり高架できることによって周辺の住民の方々のあれです。立ち退きのそういったところが多くなるというところが、多分、考えないと。地下になればその分が地下に潜りますので、そういうなくなると、そういう意味で言いました。

構成員D： じゃ立ち退きやなんか当たる人に対してご意見とかアンケートとかとったんですか。それ、どうしてそういうふうは無理だというふうにしたのか、次回まででいいですから、ちゃんと文書でください。うちはもう本当にその外環の地上部分ど真ん中にあるんですけど、一切今まで何の意見も聞かれてません。

それから外環のインターチェンジですけど、何で片側になったのかも、私もずっと疑問なんです。そこもちゃんと文書でお答えいただけたらうれしいんですけど。高井戸を見ているんですけど、片側だと皆さんすごく不便だと思います。どうせつくるなら両方つくったほうが絶対いいと思うんですけど、何で片側になったのかを、理由をお聞かせ願いたいと思います。

都A： 次回でいいんじゃないですか。もう時間もないですから。

構成員A： 司会者、ちょっと最後一言。

構成員D： それからさっきね、都Bさんが説明してくれた、構成員Dさんから質問があったからって、あれ、いつ言ったかなというぐらい昔で、で、構成員Dさんに聞かれたことを具体的にここまで説明しますというならわかるけど、突然見せられて、何かチンプンカンプンで、あ、私が聞いたことだという意識で見てなかったのによくわかりません。ただ、前、見せていただいたのはここですというだけで、具体的にどういう形で入っていくのかが知りたいなといったのは、構成員Dさんと言われてから、え、そんなこと言ったっけかな

と思った後で思い出しました。

司会： はい。

構成員D： だからそういう言葉の、何て言うのかな、フォローもとっても足りないような気がして、で、司会者がよく指摘されてる、国側、東京都側で、私たち構成員側の意見を聞かないで、偏った司会をしているというのを今日本当にまさにそのとおりに見せられたような気がします。やはりもっと公平に両方の意見をまとめて、こういうけんか腰にならないようにまとめるのが司会者じゃないんでしょうか。

構成員T： そうです。

司会： それじゃ構成員Aさん、簡単に一言お願いします。まとめということで。

構成員A： 私は今日の質問は最後にまとめます。で、国交省の担当者は武蔵野の会では一体の計画であるから、すべて地下に潜ったって、要するに高架式の道路の部分と地上部の街路部分は地下に潜ったって言うわけです。

それに対して杉並の会で国交省の担当者の方は、高架式の高速度専用部分、つまり 23 メートルの都市計画の部分だけが地下に潜ったって。ですから 40 メートルは一体どこで増やしたのかということですね。

それからもう一つ、さっきから疑問に思ってるんですけど、分離して、要するに高速度の部分だけが地下に潜って、地上部に外環の 2 を残しておけば、いずれにしろ収用の部分が発生するわけです。ですから高速度の高架式の部分だけが地下に潜れば、皆さんに迷惑をかけない、これ、うそです。どう考えても地上部に外環の 2 を残しておけば、必ず道路の建設問題が出てくるわけですから、ですからそういった点、非常に今日の、私は国交省の国 B さんに対する、回答は疑問だらけ。

ですから次回始める前に必ず書類で、23 メートルの高速度の専用部分の都市計画が拡張されたという記述はないわけです。ですから 40 メートルになったということについての、ちゃんと疑問点をきちっとやってください。

それからさっきからあなたが答えている地上部を残せば必ずそこでまた収用問題とか建設問題で地上部の皆さんに迷惑かけるんですから、自分だけ、要するに高速度専用部分だけが潜れば迷惑はかけない。これは非常に矛盾した発言です。

ですから次回始まる前に、あなたがその椅子に座るんだったら、ちゃんとそれまでに書類で回答をお願いします。

以上。

司会： はい。それじゃ時間も過ぎました。まとめをしてください。

構成員O： はい、一言。はい。

司会： まとめにしましょう。

構成員O： 非常に今日の会、いつも不満ですけど、今日は特に不満ですね。それで今日絶対にこれだけはお聞きしたいということは幾つもあったのです。その中でどうなっちゃったのかわからないのが、「話し合いの会の議事録」の件です。それでさっき事務局がいろいろ言われたんですけど、皆さんのところに、資料の7-4というのがいってるかと思うのですが、皆さん、ちょっと見てください。議事録原案ができるチェックのために我々に戻ってくるわけですね。それを見ると余りにもこの会の空気とはかけ離れているので、「これではもうチェックも何もできない」ということで事務局に電話したのです。事務局は「テープに忠実に文字化してるので、もうこれ以上直しようがないんです。再作成はできません」と言われたんですけど、私は「再作成をお願いします」という文書をつけて提出しました。

それには実例として五つの場面をそこに添付したんです。五つの場面を。そこに皆さんお手元にありますね。

司会： はい、構成員Oさん。その話は既に。

構成員O： それ見ると、東京都は、あれほど満点だといってたのに私達の指摘したものの6割のものは直したんです。

ということはね、やっぱり、じゃ東京都が見直して修正した。そうするとね、ほかの箇所、我々、5カ所しか言ってませんが、ほかの部分も同じようにあるんじゃないかという、思っているのです。

ですからいずれにしてもこの5カ所の例を参考に、もう一回議事録を再作成して送り返してほしいのです。

司会： ええ、先ほど再調整するということになりましたので。

構成員O： ええ。それからその再作成議事録をみて送り直します。

司会： はい。ええ。

構成員O： もう一つだけ発言させてください。練馬1キロ問題で早期着工の真の理由についてです。資料7-6で出しているのですが、これは前回、前々回と関連して都Aさん何回も説明いただいているのですが、核心に触れた答えは全然してくれてないのです。ですからこれを提出したのですが、次第の「その他」に入れられて「1年先の回答」になっちゃってるのです。そうじゃなくて、もう今、本当に核心に触れる回答を要求してるんです。こういう図面が、東京都には立派な図面があるんですね、こういう図面が。こういう図面を貼って、立ち退きの戸数の問題とか説明してくださいとお願いしていたのですが、今日来たらやってくれていないんですね。

ですから次回はそういう持ち越し事項のあれを含めてですね、今のこの真の目的を、都Aさん、説明お願いします。

それからもう一つの今の議事録の問題ですね。これについては、じゃ結果

が都からきた段階で折返しこちらから出すようにします。

以上です。

都A： 私のほうから。

司会： 都Aさん。

都A： はい。東京都のほうで持ち越し、宿題ということをお話をいただいたんですけど、まず一部事業化の話、こちらにつきましては移転戸数を、ちゃんと図面で一戸一戸ちゃんと説明しろというご指摘だったと思いますが。

構成員O： 一戸一戸じゃないですよ。

都A： この件につきましては前回の話し合いの会の中で、私としては説明することはできませんと、もし詳細についてお知りになりたいということであれば、事業者である東京都建設局のほうにお問い合わせくださいというお願いをさせていただきました。次回にこの一部事業化の話を私はまた説明するということではないかというふうに考えてございます。

また、もう一点。先ほどの13年のたたき台のお話、こちらにつきましては先ほどご説明したとおり、東京都として回答は変わってございません。また同じ質問させていただいても同じように回答するしかございませんので、大変恐縮でございますがこちらも宿題というふうに私どもとらえさせていただかないのでお願いします。

以上でございます。

司会： それじゃまとめをしてください。

構成員M： それは司会者が決めるんでしょ。司会者がちゃんと決めてくださいよ。まとめてくださいよ。

司会： それではまとめをしたいと思います。もう時間過ぎちゃっております。はい。

事務局： 次回の話し合いの会ですけれども、幾つか本線に関する宿題、あと、青梅街道インターチェンジ等の宿題がありまして、それらのものと、あと、第6回の議事録ですね、そちらのほうの確認をしまして、次の今日の次第4の必要性のデータのところから次回入りしたいと思います。

司会： それではおしまいにしたいと思います。

構成員C： ちょっと待ってください。

司会： じゃ構成員Cさん。はい。

構成員C： 先ほど構成員Dさんから、せっかく私の意見、意見書で意見を述べたんですけど、これに関してはどういうふうな扱いになるんでしょうか。

もう話したら終わりでしょうか。

司会： はい、都Aさん。

都A： アルファベット表示につきましては一度決めたこととございますので、先

ほどご説明したとおり、この形でやらせていただきたいというふうにお願いします。

構成員O： 希望者は実名でいいじゃないですか。

都A： それと先ほどのご提案につきましては東京都として改善できるところは改善していきたいというふうに考えてございます。今のところどういうふうにするかというような話ではないかというふうに考えてございます。

司会： 構成員Mさん、終わりにしてください。これ、はい。
最後にしてください。

構成員M： はい。

事務局ね、今日のまとめ、今日何やったって言ってないよ。それでそれについて司会者もここまでやったって言ってなくて、都Aさんは、次回はこれやると言ったけど、司会者、その宿題を再確認してませんよ。事務局が今日何をやったかというのをまずまとめなきゃいけないでしょう。それでそのまとめについて、あなたは次回のことしか考えてない。そしてそれを聞いていて司会者が、今、まとめ、事務局からあったように今日はこれとこれとこれは済みました。次回はこれから始めますということになるんだけど、全然はしょってるじゃないですか。今のやつは無効ですよ。まとめになってないから。

それで、何たって、今日の式次第の4から始めるというの、間違いです。まだ3が残ってる。

構成員O： 次第の3で聞きたいことがたくさん残っているんだけど、これ、続けてくれるんですね。

都A： では、3からやりましょうか？

構成員O： まだまだ一部しか聞いてないんですよ。

構成員M： 参考まで言いますとね、第4回の議事録で都Aさんはですね、いろいろな大変な問題があるのかもしれないけども、前の議題はやはり途中で終わってるものですから、これは続けさせていただきますと。その後に次の議題をやりますとおっしゃって、ちゃんとこれは第4回の議事録の5ページ、どんな重要なことあるかもしれません。今、今日やってるやつがまだ続いて、前回やったやつで残ってるやつは続けてやりますと、都Aさん、発言してます。

都A： じゃあ、いいですか。はい。

構成員M： だからこれは次第の3を補足質問させてください。

司会： 構成員Mさん、最後ですね。はい。都Aさん。

都A： 事務局を代表してご説明させていただきます。

構成員M： また変わった。

都A： はい。次第の3ですか、がまだご質問されたいことがある、ご意見がある

ということであれば、次回、次第の3の質疑応答、意見交換というところからするというのでよろしいかと思しますので、そのような形でやらせていただきます。

それとあと、まとめてないということだったんですが、一応。

構成員M： 今日何やったって言ってないもの。

都A： はい。

構成員M： 今日何をやりましたって言ってないもの。

都A： 質問に対する回答まで済みました。地域の必要性。

構成員M： いや、言ってない。一言も言ってない、今。議事録もう一遍見てごらん。今日の議事録見てごらん。そんなこと言ってないから、事務局は。

都A： 地域の必要性から始めるということでお話をさせていただいたというふうに認識してございます。

誤解があったら申しわけございません。ただ、ご指摘をいただきましたので、次第3、質問に対する回答の質疑応答、意見交換から始めたいと、今回は、思いますので、よろしくをお願いします。

司会： はい。構成員Cさん、簡単に。すいません、静粛をお願いします。

構成員C： 先ほど私の意見書に関しては都Aさんから話しありましたが、私はその都Aさんが言われたことに関しては全く納得ができていません。きちんと私はこれに関して皆さんで話し合っていたきたいがためにわざわざつくって、で、今日はもう強引に割り込むような形で話をしたのに、何かもうこれで終わり、あとは多分、都Aさんがおっしゃるような形だと、多分、質問書の回答みたいな、また形で出してきて、で、説明されずにもう終わりという感じですよ。

だからそういうことを決めるのは事務局ではなくて、皆さんでやっぱり決めて話し合いをしないとおかしいと思うんですけども。

都A： ちょっとよろしいですか。

時間、もうかなり過ぎていて大変申しわけございません。まず構成員Cさんのお話なんです、まず外環の2を単独で話し合うのはおかしいというご指摘がございました。この会の存続の話にかかわる問題でございまして、この件について、じゃあ単独で話し合うのはおかしいと言われても、ちょっとそれは受け入れられないのかなと思ってます。

構成員C： いやいや。

都A： というのは、外環本線を地下方式に変更した過程で、地域住民などで行ったP Iなどで外環の2についてしっかりと話し合う場を設置してほしいという意見がございました。

構成員M： そんな説明、時間もったいない。

構成員C： いや、もう時間ないので。

都A： このような過程を経て。

構成員C： 今説明されても納得できません。

都A： 平成 21 年 4 月に検討に当たって、今まで行ってきた地域の課題検討会とは別の場を設けて地元と話し合うことを、都民と約束したという過程がございます。そういったような過程なので、そういった根本にかかわる問題というのはちょっと、運営の場、皆さんで話し合うことではないというふうに考えてございます。

司会： はい。じゃ、それではどうもすいません。大変拙くて申しわけないです。それではこれでおしまいということにいたします。次回は、よろしいでしょうか。

事務局： では、次回の開催につきましてはこれまでと同様に日程調整させていただきたいと思えます。

最後に構成員、傍聴者の方も含めてご意見カードの提出をお願いいたします。提出は出口にボックスを用意してありますので、そちらに提出していただきますようよろしくお願いいたします。

都A・都B： 本日はどうもありがとうございました。

(了)